

第4回 政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議 事項書

令和8年9月17日
601特別委員会室

1 各会派から提出された意見等に係る方向性等について

2 その他

<配付資料>

資料1 政務活動費ガイドラインにおける各会派提出意見等の整理

資料2 「政務活動費を充当するのに適さない例」及び「会派として支出するのに適さない例」の見直しイメージについて

資料3 各会派提出意見等について

※別紙1～別紙9あり

政務活動費ガイドラインにおける各会派提出意見等の整理

政務活動費ガイドライン（令和 8 年 3 月版）の目次

はじめに

I 政務活動費の交付制度

- 1 地方自治法の改正
- 2 条例の制定
- 3 政務活動費とは

II 透明性の向上に向けた取組

- 1 使途の透明性を求める動き
- 2 本県議会における自発的な研究
- 3 すべての領収書等を公開する条例改正
- 4 より具体的な使途基準
- 5 議員個々による情報公開

III 政務活動費の実務

- 1 概 要
- 2 具体的な事務の流れ
- 3 収支報告書に添付する証拠書類等

IV 使途基準

- 1 使途基準について
- 2 政務活動費を支出することが不適切と考えられる例
 意見・検討事項あり
- 3 按分に係る経費の取扱い 意見あり
- 4 旅費の運用について 意見・検討事項あり
- 5 政務活動費の支出の可否 意見あり
- 6 記載例等

V 海外政務活動参考資料

外国旅行の旅費の取扱いについて（総務部長通知）

※以下、意見・検討事項がある項目を抜粋し、意見等を整理

IV 使途基準

1 使途基準について

政務活動費の使途基準は、施行規程第5条により別表に定められています。

2 政務活動費を支出することが不適切と考えられる例

(1) 政務活動費を充当するのに適さない例

(参考資料：平成25年2月19日 全国議長会資料)

【検討事項】

現在のガイドラインでは、平成25年2月に全国都道府県議会議長会から示された「政務活動費の運用に係る考え方」を参考としているが、平成25年以降の政務活動費を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成30年2月に同議長会から、各都道府県議会における政務活動費の運用に際してのガイドラインとして整理したものとして、改めて「政務活動費の運用に係る考え方」が示されており、「政務活動費を充当するのに適さない例」についても「政務活動費の対象とするのに適さない例について」として内容が更新されているが、＜三重県議会決定事項＞も含め、改めて三重県議会としての内容を検討する必要があるか。

具体例

① 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・党活動、党大会への出席

- ・県連（政党等）活動
- ・政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等の経費
- ・政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）
- ・党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・政党、会派の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費

② 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成経費

- ・上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

③ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等の経費

- ・後援会活動としての報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会経費

④ 私的活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例：・団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席

- ・慶弔餞別費等（病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費）

- ・冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り・祭祀・祭礼等）
- ・宗教活動経費（檀家総代会・報恩講・宮参り等）
- ・観光・レクリエーション・私的な用務等による旅行経費
- ・親睦会等のための経費
- ・議員個人の私的な目的のために使用する経費

⑤ 飲食・会食を主目的とする各種会合の出席費用の支出

⑥ バー・クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費

⑦ 議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席費用の支出

⑧ 公職選挙法やその他の法令等制限に抵触する事項に係る経費の支出

例：公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、食事の提供）

⑨ 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出

⑩ 政務活動に使用する自動車の購入、修理点検費の維持費への支出

⑪ 政務活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出

例：絵画、冷蔵庫、衣服等

<三重県議会決定事項>

①に関連して

党主催の行事であっても、一般県民を対象とした講演会等、政務活動に資する内容のもので、かつ説明責任をしっかりと果たせるものであれば、政務活動費へ計上できます。

⑤、⑥に関連して

会食を伴う懇談会等の参加負担金は、政務活動費に計上しないこととします。

ただし、会議部分のみの負担金が領収書に明示されている場合は、その部分についてのみ計上できます。

なお、これまでのガイドラインでは、挨拶、会食やテープカットだけの出席費用は、政務調査費を充当するのに適しないとしてきましたが、今回の法改正により全国議長会の「政務活動費を充当するのに適さない例」から削除されました。

本県においては、従来から行事出席の際には意見交換等が行われており、今後も県民意思の把握（条例第2条）に寄与しない行事への出席は想定されないことから、あえて適さない例には記載しないこととします。

【会派提出意見】

会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととなっているが、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合は、可としたい。

（自民党県議団）

⑪に関連して

備品とは三重県会計規則の規定（購入価格が5万円以上のもの。ただし、P C、サーバ及び外付け型記憶装置は金額にかかわらず備品になります。）によるところとするが、備品購入については、所有権や備品管理等複雑な問題が多く、社会通念上高額と認められる物品等の取得経費は、資産形成のための支出とみなされる恐れがあることから政務活動費への計上は慎重に判断することとし、どうしても必要な場合は、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約が望ましい。

○政務活動費に計上できる備品

- ・政務活動に直接必要な事務用機器に限る
- ・汎用機種とし、極端に高価なものを除く

○リース契約の場合

- ・政務活動での使用頻度により按分
- ・リース契約書の写しを証拠書類として収支報告書に添付

○購入の場合の計上方法

- ・所得税法上の耐用年数を議員残任期で月数按分し、かつ政務活動での使用頻度により按分する。
- ・政務活動費への計上月数未満で議員を辞する場合又は、当該備品を処分する場合は、政務活動費計上額のうち残月数相当額を返還することとする。ただし、購入月、辞職月又は処分月は使用していたものとみなす。

(例)	任 期	R元. 4～R5. 4	
	購入時期	R3. 7	
	議員の残任期	22ヶ月 (R3. 7～R5. 4)	
	購入金額	100,000円	
	耐用年数	4年 (48ヶ月)	
	政務活動での使用頻度	50%	の場合

ア. R3年度政務活動費計上額

$$100,000円 \times 22ヶ月 / 48ヶ月 = 45,833円$$
$$45,833円 \times 50\% = 22,916円 \cdots \text{計上額}$$

イ. R4. 10議員辞職した場合

$$22,916円 \times 6ヶ月 / 22ヶ月 = 6,249円 \cdots \text{返還額}$$

○購入の場合の留意点

- ・政務活動費で備品を購入した場合は、会派及び議員において台帳（参考様式第2）により整理し、写しを議長に提出する。
- ・会派及び議員は、政務活動費を充当して購入した備品を処分等する場合は、その旨を議長に届け出ることとする。
これは、耐用年数を経過した場合であっても同様とする。
- ・政務活動に必要な備品が生じた場合は、所有権の問題が発生しないリース契約が望ましい。
- ・備品を購入していた議員が改選により再選した場合、その備品の耐用年数の残存期間があつたとしても、その年度に残存期間分の経費を計上することはできません。

※参考様式等 （略）

(2) 会費として支出するのに適さない例

(参考資料：平成25年2月19日 全国議長会資料)

【検討事項】

現在のガイドラインでは、平成25年2月に全国都道府県議会議長会から示された「政務活動費の運用に係る考え方」を参考としているが、平成25年以降の政務活動費を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成30年2月に同議長会から、各都道府県議会における政務活動費の運用に際してのガイドラインとして整理したものとして、改めて「政務活動費の運用に係る考え方」が示されており、「会費として支出するのに適さない例」についても内容が更新されているが、改めて三重県議会としての内容を検討する必要があるか。

具体例

- ① 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ② 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
例：町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費等で議員個人に本来帰属する会費
- ③ 党（県連）本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ④ 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフ倶楽部等）の会費
- ⑤ 他の議員の後援会や祝賀会、政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- ⑥ 宗教団体の会費
- ⑦ 冠婚葬祭の経費
例：結婚式の祝儀・会費、香典、祝賀会の会費、祭り・祭祀・祭礼の経費等
- ⑧ 親睦または飲食・会食を主目的とする各種会合の会費
- ⑨ 意見交換を伴わない会合の参加費

(3) その他

＜三重県議会決定事項＞

- ① 会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととします。

なお、研修会への招聘講師等の食事代は計上できるものとします。

また、選挙区内での県民への食事等の提供については、公職選挙法に留意してください。

- ② 政務活動中の議員の食事代は、政務活動費に計上しないこととします。

【会派提出意見】

(再掲)

会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととなっているが、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合は、可としたい。

(自民党県議団)

3 (略)

3 按分に係る経費の取扱い

政務活動費以外の経費との按分については、政務活動費に係る経費と政務活動費以外の経費とを明確に区分し、合理的な方法により按分しなければなりません。（施行規程第7条）

ただし、明確に区分を行うことが困難な場合や合理的に按分することが困難な場合には、按分の率を1／2として計算した額を支出できるものとしています。（施行規程第7条ただし書き）

（1）按分例

- ① 印刷物の場合は使用面積割合で按分する。
- ② 会議等の会場使用料は、使用時間割合で按分する。
- ③ 人件費は勤務時間に対する政務活動費関係の従事時間割合で按分する。
- ④ 政務活動の事務所と、同一住所の政治団体が複数存在する場合においては以下のとおりとする。

ア．事務所費

（ア）事務所賃貸料は、政治団体数と政務活動の事務所の合计数で按分。

（イ）事務所賃貸料を議員において説明できる合理的理由により（ア）以外の方法で按分した場合は、按分の根拠となる合理的な理由を別紙にまとめ添付する。

イ．事務所関連経費

光熱水費等の維持管理費及び事務所関連経費は、政治団体の活動実態を勘案し、議員において説明できる合理的理由により按分。

この場合、按分の根拠となる合理的な理由を別紙にまとめ添付する。

ただし、合理的理由が無い場合は政治団体数と政務活動の事務所の合计数で按分。

ウ．留意点

政務活動費と政治団体とで経費を按分した場合は、政治団体の収支報告書にも計上されている必要があることにも留意する。

（参 考）

自宅に政務活動等の事務所（政務活動と複数の政治団体）と併設している場合基本的に、「自宅用（1／2）」とし、残りの「1／2」を上記の按分の考え方により按分する。

【会派提出意見】

事務所費の按分割合2分の1制限の見直し。

（自民党県議団）

4 旅費の運用について

(1) 旅費の支出基準

政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にするものとします。

なお、行程及び料金については、政務活動の実態に応じた行程及び料金とします。

① 鉄道賃、船賃、航空賃、バス運賃・・・実費とします。

② 宿泊料・・・・上限付き実費とします。

※ 上限額は、「国家公務員等の旅費支給規程」の基準額別表第二の一表の区分の欄に掲げる地域に応じ、それぞれ同表の職務の級が内閣総理大臣等の欄に掲げる額となります。

③ 宿泊手当・・・・2, 400円/夜

※ 宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用として、「国家公務員等の旅費支給規程」の別表第三の一の表に掲げる額(2, 400円)となります。

ただし、次の場合は額が減額されます。

宿泊費について、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合・・・・別に定める額の3分の2(1, 600円)

宿泊費について、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合・・・・別に定める額の3分の1(800円)

④ タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代・・・実費とします。

※ タクシー代は、目的地内を移動するために特に必要とする場合に利用することができます。なお、目的地内とは行き先の市町村内、東京都の場合は23区内です。

＜タクシーの利用例＞

- ・他に利用できる交通手段がない、または他に交通手段があっても運行本数が少なく、タクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合
- ・訪問箇所が多数あり、時間的にタクシーを使わないと政務活動に支障が生じる場合
- ・その他、タクシーの利用を相当とする合理的理由がある場合

⑤ 車賃・・・・23円/キロメートルとします。

※ 自家用車を使用した旅費の計算に使用します。移動距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて計算します。

【会派提出意見】

近年の物価や燃油価格の高騰を鑑みて、23円/キロを見直してはどうか

(新政みえ)

近年、ガソリン価格は原油価格などの影響により大きく変動しており、地方においては自家用車での移動が不可欠であることから、議員活動にも直接影響を及ぼしている。

しかし、現行制度は基準が固定的で、実勢価格との乖離が生じやすく、実態に即した経費計上が難しい状況にある。

このため、ガソリン代については公表されている平均価格等の客観的指標に連動させたり、定期的な見直しや急激な価格変動への柔軟な対応が可能な仕組みを導入すべきである。

(自由民主党)

※政務活動費による旅費の支給基準については、公費出張との整合性を図るため、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の支出基準を参考にすることとされており、政務活動費における車賃の支出基準を見直す場合には、その基本的な考え方との整理が必要である。なお、同条例では、旅費の支給に関しては、一般職に属する県職員の例によると規定しており、23円/キロメートルという基準は、「職員等の旅費に関する条例施行規則」に基づくものである。

【参考：三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の基準】

① 鉄道賃、船賃、航空賃・・・実費

② 宿泊費・・・上限付き実費支給

③ 宿泊手当・・・宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用（一夜あたりの定額）

④ その他の交通費（バス運賃、タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代）・・・実費

※ タクシー代、レンタカー代、有料道路代、駐車場代は、公務のため特に必要とするものに限る。

⑤ その他の交通費（車賃）・・・23円/キロメートル

※ 1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

旅費の支出については、一定の基準で整理されていることが望ましく、年度を通じて同一の運用をすることが望ましい。

(2) 旅費の支出時の注意点

① 重複受給の禁止

当然ですが、公費から旅費の支給があった日に、重複して政務活動費から旅費を支出することはできません。

具体例として、次のようなものが重複受給となります。

例：公費から支出されている行程と重複する分の交通費

(3) 旅費の支出に係る事務処理

旅費については、個別の公共交通機関の領収書に替えて、旅費等支出計算書を添付することとし、1行程に係る経費を1件とみなして整理します。

なお、自家用車利用にあつては、移動距離を明らかにする必要があることから、その妥当性を確認できる程度に、行き先が複数あつても記載するものとします。

※ 旅費等支出計算書の様式については規程第10号様式の必要な項目が含まれている場合は、一部を変更して作成できることとします。

さらに、政務活動内容の透明性を確保するという観点から、県外かつ宿泊を伴う政務活動については、「政務活動報告書」（公費出張の「復命書」に相当）を作成し、添付することとしています。

(4) 海外政務活動

政務活動費を使用した海外への政務活動については、高額な支出になることに鑑み、他の自治体では、支出不可としているところもあります。

本県では、禁止項目としていませんが、一定の基準が必要と考えられます。

また、運用に際しても、費用対効果の観点から、慎重な判断が求められます。

① 海外への政務活動が認められる要件について

これまでの政務調査費では、全国議長会事務局が平成20年1月に作成した議会職員執務資料シリーズNo.409「政務調査費について（橋本勇弁護士）」に、町づくりや景観の保護に関する海外視察調査の判例（旧法：徳島地裁H.16.1.30）をもとに説明が以下のように記載されています。

認められる例としては、現地へ行って、現地の日本大使館で「なぜ、そういうふうな町づくりが進んでいるのか。あるいは、その国全体でそういう景観の保護というのはどの程度になっているのか。」など、いろいろな状況説明を聞いてから、あるいは少なくとも視察先の自治体の職員から町づくりの基本的な考え方の説明を聞いてから、現地を見ていること。

認められない例としては、現地の日本大使館などでの説明、あるいは現地の自治体職員の説明を聞かず、直接、観光地を視察して、通訳を介して現地の人の説明を聞いてくる。もしくは、単にパンフレットをもらってくる、というだけでは私的な観光旅行と判断される。また、海外視察の日程表を見て政務調査と判断することは困難である、というような場合、どちらかという遊びに行ったと判断される。

【検討事項】

現在のガイドラインでは、全国都道府県議会議長会が平成20年1月に作成した議会職員執務資料シリーズNo. 409を考え方の参考としているが、平成30年6月に同議長会が作成した議会職員執務資料シリーズNo. 475「政務活動費等の判例と実務」や、平成30年12月に同議長会が作成した「政務活動費の運用に係る考え方」にも、海外政務活動について参考となる内容が掲載されているため、それらの内容を踏まえ、改めて海外政務活動の考え方について検討する必要があるか。

② 議員分、会派分を問わず、事前に海外政務活動計画書を議長に提出します。 (参考様式3を参照)

また、帰国後には海外政務活動結果報告書（報告様式は任意）を議長に提出し、その後なるべく早期に公開の報告会を実施することとします。（平成21年度以降）

- ・ 海外政務活動計画書及び報告書は、収支報告書と同様に閲覧対象となります。
- ・ 海外政務活動計画書及び報告書は、議長に提出され、議長が了承した後から情報公開の対象文書となり、開示請求により年度途中でも県民に公開となります。

③ 海外における活動費用の基準について

航空旅客運賃は実費とし、ビジネスクラスを上限とする。

宿泊費、宿泊手当等については、令和7年3月31日付け総務部長通知の「外国旅行の旅費の取扱いについて（通知）」を参考とする。

また、政務活動以外の日程が含まれる場合は、厳密な費用の按分が必要となります。

5 政務活動費の支出の可否

(1) 旅費

① 経費充当の優先順位

政務活動費による経費の充当は実際に要した経費への充当が原則になりますので、優先順位は最後位になります。公費との重複はもちろんのことですが、その他の企業や団体などから経費が支給されている場合は、政務活動費に計上することはできません。

また、自宅から自宅へ戻るまでの行程は、公務の起点から終点までに公費を充当し、政務活動の起点から終点までに政務活動費を充当することとします。

(例1) 議会開会日など、公費が支給されている日の夜に津市以外の場所で研修会等があり、それに参加する場合の旅費等については、自宅から公務終了の議事堂までが公務、議事堂から研修会に参加し自宅へ戻るまでが政務活動費となります。

(例2) 座談会や講演会等で講師、パネリストなどとして招かれた場合、相手方から謝金等の名目で経費が支給されている場合は、旅費等を含めて原則支給不可。ただし、受領額が実際の行程に即して算出した額より少ない場合は、当該差額を充当できます。

(例3) 同一日に会派の政務活動と個人の政務活動があった場合、どちらを優先するかという基準はありません。一方を基準として支給額を計算し、もう一方を差額充当とします。会派でどちらを優先するかの基準を設けることとします。

② 宿泊費の実費加算

宿泊費の支給額は、上限付き実費です。実際の宿泊費が、これ以上であったとしても、原則として加算は認められません。ただし、個人での選択の余地が無い場合は、加算が認められます。

(例1) 研修会等で主催者側から宿泊先が指定されている場合は、差額を加算できます。ただし、あまりにも高額な場合は、その研修会等への参加の必要性を問われる可能性がありますので、注意が必要です。

(例2) 天災等を除き、「急に宿泊を要することとなり、宿泊したところがたまたま高かった」などの理由は認められません。

③ 前後泊の支出

天災等で交通機関が停止している等、物理的に帰宅が困難な場合及び政務活動が早朝から始まる、又は深夜に及ぶなどして、健康管理面等、社会的、合理的に社会通念上、認められる場合で、説明責任がしっかり果たせる場合にのみ政務活動費に計上することができます。

なお、会議等（政務活動）のあとで懇親会があり、帰宅できなかった場合などは実際に宿泊していても政務活動費に計上することはできません。

④ 視察先への手土産

原則として1訪問先に付き、3,000円(税別)を目安とします。この金額を超える場合は、領収書の余白に理由を記載します。

なお、「相手先の人数が多いから」などは理由になりません。

(2) 人件費、事務所費等の支出の際の注意事項

人件費や事務所費の支出については、支出している相手方の所得として計上されている必要がありますので、十分に注意が必要です。

契約書や受領書(又は振込書控え)など、関連書類は慎重に整理、保管をしてください。なお、雇用契約書及び事務所賃貸借契約書の写しは収支報告書に添付する必要があります。

また、政治団体と按分した場合は、政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書にも計上されている必要があります。

(3) 広聴広報費の支出の際の注意事項

広報紙(ホームページ含む)の作成費(維持管理費の経費を含む)の計上については県民等への一方的な報告のみでなく、政務活動の趣旨から県民等の意見を受け入れる紙面等を併せ作成することが望ましいと考えます。

また、広聴広報費として計上できる程度については、政務活動に係る部分の紙面(画面)割等で適切に按分をすることが必要です。

【会派提出意見】

動画・SNSを活用した広聴広報費の明確化について

近年、議員活動における広聴・広報の手段として、動画配信やSNSの活用は不可欠なものとなっている。

一方で、これらの経費は既に政務活動費として計上されている実態があるものの、その位置付けは必ずしも明確ではない。

については、適切な活用を促進する観点から、動画制作費やSNS運用に係る経費について、政務活動費の対象として明確に位置付けるべきである。

(自由民主党)

(4) 年度を越える雑誌等購読契約の一括前払い

政務活動費も公金から支出されるものであり、原則として会計年度独立の原則に準じた取扱いが求められるところですが、雑誌等の定期購読契約の中には、複数年の購読契約を行い、その経費を一括前払いすることにより、通常より低廉な価格で購読できるものがあります。

これらについては、購読契約期間が議員の任期内であり、かつ一括前払いすることにより低廉な価格で購読契約できる場合に限り、当該購読料への政務活動費の充当を可能とします。

(5) 要請陳情等活動費の考え方について

会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費を指します。

「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などを想定しています。

「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」とは区別しています。なお、相談の内容は政務活動の趣旨に沿ったものであることが必要です。

「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものです。

(6) 会議費の考え方について

会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費を指します。

会派又は議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や打ち合わせも含まれます。

「住民相談会」は会議として開かれるもので、個別の住民との住民相談とは区別されます。

「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨です。

県政に関係する各種会合、式典（学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等）への議会を代表しての参加が公務災害という公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の各種会合、式典への出席に要した経費は充当可能とします。

「団体等」の「等」は企業、学校、個人などを含みます。

(7) 携帯電話等使用料について

政務活動に関係のない又は不必要なアプリ等の購入代金又は使用料等並びに携帯電話購入代金等を除外し、2分の1（政務活動による使用分が2分の1に満たないことが明らかな場合は4分の1）に按分して計上します。（携帯電話購入代金等は、購入等を行った年度に備品（リース）として計上することができます。購入代金等が分割またはリース契約となっている場合は、購入等を行った年度以降も経費計上できます。（分割の場合は、購入を行った年度と同一任期中に限る）（14～15 頁参照））

<例>

- | | |
|----------------|------------------------|
| ・基本使用料・・・・・・・・ | } 2分の1（または4分の1）に按分して計上 |
| ・パケット料（データ使用料） | |
| ・通話料・・・・・・・・ | |
| ・有料コンテンツ使用料・・・ | 政務活動に関係のない又は不必要な場合は除外 |
| ・端末代金・・・・・・・・ | 除外（備品として計上可） |

※それぞれの料金に本人以外の使用料が含まれている場合は、2分の1（または4分の1）に按分する前に当該料金を使用量等で按分してください。

なお、明細等により政務活動に係る利用実績が把握できる場合は、2分の1（または4分の1）の按分ではなく、実績の積上げにより計上します。

(8) 自発的な運用基準の厳正化

① 按分に係る基準

施行規程第7条ただし書において、明確な按分根拠が示せない場合は、その支出額の2分の1を支出できるとしていますが、当該支出額に係る政務活動の占める割合が、明らかに2分の1に満たないと思われる場合には、当該支出額の4分の1として支出します。

② 事務所費、事務費、人件費の支出上限設定

事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらの経費について、支出上限額を設定しています。

本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この3つの経費による支出の合計額が、条例第4条各項に規定する政務活動費の額の2分の1を超えて支出することはできないものとします。

※ 上記の支出上限額の考え方は、政務活動費交付金の交付決定に係る期間の（事務所費＋事務費＋人件費）の合計額が条例第4条各項に規定する会派又は議員の政務活動費の額に当該交付決定に係る月数を乗じて得た額の2分の1を超えない範囲とします。

ただし、目安としては条例第4条各項に規定する1月当たりの政務活動費の額の2分の1を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。

なお、人件費には親族の雇用を計上することは認められません。

【会派提出意見】

政務活動費の現行制度では、個人分の総額216万円のうち、人件費や事務所家賃など、事務費経費に充てられる上限は2分の1を超えない108万円までと記憶している。この上限（108万円）を見直し、より柔軟に活用できるよう引き上げるべきではないか。

（自由民主党）

③ 人件費計上に必要な提出書類

収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、雇用契約書（参考様式第4）の写しを添付します。

④ 事務所費計上に必要な提出書類

収支報告書の提出の際に領収書の写しの添付に加え、賃貸借契約書の写しを添付します。

※現行ガイドラインに記載はないが、「５ 政務活動費の支出の可否」に関係すると考えられる意見

【会派提出意見】

モバイル端末（ＰＣやタブレット等）への損害保険について計上できるようにして
はどうか

（新政みえ）

【会派提出意見】

文化振興に係る政務活動費の取扱いについて

文化振興に関する政務活動においては、美術館や博物館などの入場料については
計上が認められている側面がある。

一方で、演劇や舞台等の鑑賞に係る入場料については取扱いが明確ではなく、判断
にばらつきが生じる可能性がある。

については、文化振興の観点から、演劇や舞台等の入場料の取扱いについても、政務
活動費の対象として整理・検討すべきである。

（自由民主党）

6 （略）

【その他の意見】

【会派提出意見】

会派分と個人分の区分のあり方の見直しについて

現行制度における会派分と個人分の区分は、実務上その境界が不明確な場面が多く運用の煩雑さを招いている。

特に会派分は、会派ごとの運用ルールのばらつきや返還率の高さから、政務活動費本来の役割を十分に果たせていない状況にある。

また、議員活動は会派と個人が一体的に行われることが多く、現行の区分の必要性については再検討が必要である。

については、実態に即した柔軟かつ効果的な活用が可能となるよう、区分の見直しを行うべきと考える。

(自由民主党)

(参考)

○三重県政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

別表第1 会派に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経費	内容
調査研究費	会派が行う三重県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2 議員に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経費	内容
調査研究費	議員が行う三重県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

「政務活動費を充当するのに適さない例」及び「会費として支出するのに適さない例」の見直しイメージについて

【見直しの方針（案）】

- ・ 現行ガイドラインで、平成 25 年の全国議長会資料と同様の表記のものは、平成 30 年の全国議長会資料の表記に合わせた修正を行う。
- ・ 現行ガイドラインで、三重県議会で独自の表記をしている場合、内容の重複、単なる形式的な言い回しの違い等、全国議長会資料の表記に合わせても支障がないと判断されるものは、平成 30 年の全国議長会資料の表記に合わせた修正を行う。
- ・ 一方、三重県議会の独自の表記に実質的な意味があると判断されるものは、基本的に現行のままとする。
- ・ <三重県議会決定事項>については、現行のままとする。（ただし、飲食に係る部分については別途検討。）
- ・ その他必要な表記の修正を行う。

【見直しイメージ】（見直しイメージと現行ガイドラインの違いは下線、現行ガイドラインと全国議長会資料（平成 30 年）との違いは網かけで表記）

見直しイメージ	現行ガイドライン	全国議長会資料（平成 30 年）
（１）政務活動費の<u>対象とするのに適さない例について</u> （参考資料：<u>平成 30 年 12 月</u> <u>全国都道府県議会議長会資料</u>） 具体例 ① 政党活動への支出は政務活動費の<u>対象とするのに適さない</u>。 例： ・ 県連（政党等）活動 ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席	（１）政務活動費を<u>充当する</u>のに適さない例 （参考資料：<u>平成 25 年 2 月 19 日</u> <u>全国議長会資料</u>） 具体例 ① 政党活動への支出は政務活動費を<u>充当する</u>のに<u>適しない</u>。 例： ・ <u>党活動、党大会への出席</u> ・ 県連（政党等）活動 ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席	Ⅲ 政務活動費の<u>対象とするのに適さない例について</u> ◇ 政党活動への支出は政務活動費の<u>対象とするのに適さない</u>。 例) ・ <u>（都道府）県連（政党等）活動</u> ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席

見直しイメージ	現行ガイドライン	全国議長会資料（平成 30 年）
- 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 - 政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む） - 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等 - 政党、会派の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費 ② 選挙活動への支出は政務活動費の<u>対象とするのに適さない</u>。 例： - 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成 - 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等） ③ 後援会活動への支出は政務活動費の<u>対象とするのに適さない</u>。 例： - 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 - 後援会活動としての報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会経費	- 政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等の経費 - 政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む） - 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等 - 政党、会派の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費 ② 選挙活動への支出は政務活動費を<u>充当する</u>のに<u>適しない</u>。 例： - 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成経費 - 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等） ③ 後援会活動への支出は政務活動費を<u>充当する</u>のに<u>適しない</u>。 例： - 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等の経費 - 後援会活動としての報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会経費	- 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 - 政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む） - 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等 - 政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費 ◇ 選挙活動への支出は政務活動費の<u>対象とするのに適さない</u>。 例) - 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成 - 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等） ◇ 後援会活動への支出は政務活動費の<u>対象とするのに適さない</u>。 例) - 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 - 後援会活動としての報告会等の開催経費

見直しイメージ	現行ガイドライン	全国議長会資料（平成 30 年）
④ 私的経費への支出は政務活動費の<u>対象とするのに適さない</u>。 例： ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席 ・ 慶弔餞別費等(病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費) ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、<u>祝賀会</u>、<u>結婚式</u>、<u>祭祀・祭礼</u>等) ・ 宗教活動(<u>神事</u>、<u>仏事</u>等) ・ 観光、<u>レクリエーション</u>、<u>私的な用務</u>等による旅行 ・ 親睦会等への参加のための経費 ・ 議員個人の私的な目的のために使用する経費	④ 私的経費への支出は政務活動費を<u>充当する</u>のに<u>適しない</u>。 例： ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席 ・ 慶弔餞別費等(病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費) ・ 冠婚葬祭への出席費用(葬儀・<u>祝賀会</u>・<u>結婚式</u>・<u>祭り</u>・<u>祭祀</u>・<u>祭礼</u>等) ・ 宗教活動経費(<u>檀家総代会</u>・<u>報恩講</u>・<u>宮参り</u>等) ・ 観光・<u>レクリエーション</u>・<u>私的な用務</u>等による旅行経費 ・ 親睦会等のための経費 ・ 議員個人の私的な目的のために使用する経費	◇ 私的経費への支出は政務活動費の<u>対象とするのに適さない</u>。 例) ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席 ・ 慶弔餞別費等(病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費) ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、<u>結婚式</u>、<u>祭祀</u>・<u>祭礼</u>等) ・ 宗教活動(<u>神事</u>、<u>仏事</u>等) ・ <u>私的な用務</u>による観光、<u>レクリエーション</u>、<u>旅行</u> ・ 親睦会、<u>レクリエーション</u>等への参加のための経費

見直しイメージ	現行ガイドライン	全国議長会資料（平成 30 年）
⑤ 飲食・会食を主目的とする各種会合に係る経費 ⑥ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食に係る経費 ⑦ 議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席に係る経費 ⑧ 公職選挙法やその他の法令等制限に抵触する事項に係る経費の支出 例：公職選挙法第 199 条の 2 の寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）	⑤ 飲食・会食を主目的とする各種会合の出席費用の支出 ⑥ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費 ⑦ 議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席費用の支出 ⑧ 公職選挙法やその他の法令等制限に抵触する事項に係る経費の支出 例：公職選挙法第 199 条の 2 の寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、食事の提供）	《 経 費 別 》 ＜会議費＞ 次の経費への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。 ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合に係る経費 ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食に係る経費 ・ 議員が他の団体（農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等）の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席に係る経費 ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食に係る経費 〔例 「公職選挙法」（第 199 条の 2）〕 寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）

見直しイメージ	現行ガイドライン	全国議長会資料（平成 30 年）
⑨ 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出 ⑩ 政務活動に使用する自動車の購入、修理点検費等の維持費への支出 ⑪ 政務活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出 例：絵画、冷蔵庫、衣服等 <三重県議会決定事項> ①に関連して 党主催の行事であっても、一般県民を対象とした講演会等、政務活動に資する内容のもので、かつ説明責任をしっかりと果たせるものであれば、政務活動費へ計上できます。 ⑤、⑥に関連して 会食を伴う懇談会等の参加負担金は、政務活動費に計上しないこととします。 ただし、会議部分のみの負担金が領収書に明示されている場合は、その部分についてのみ計上できます。	⑨ 事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出 ⑩ 政務活動に使用する自動車の購入、修理点検費の維持費への支出 ⑪ 政務活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出 例：絵画、冷蔵庫、衣服等 <三重県議会決定事項> ①に関連して 党主催の行事であっても、一般県民を対象とした講演会等、政務活動に資する内容のもので、かつ説明責任をしっかりと果たせるものであれば、政務活動費へ計上できます。 ⑤、⑥に関連して 会食を伴う懇談会等の参加負担金は、政務活動費に計上しないこととします。 ただし、会議部分のみの負担金が領収書に明示されている場合は、その部分についてのみ計上できます。	<事務費・事務所費> 次の経費への支出は資産形成に資すると見做されるおそれがあるので政務活動費の対象とするのに適さない。 ・ 自動車購入費 ・ 事務所購入費 ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品 ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

見直しイメージ	現行ガイドライン	全国議長会資料（平成 30 年）
なお、これまでのガイドラインでは、挨拶、会食やテープカットだけの出席費用は、政務調査費を充当するのに適しないとしてきましたが、今回の法改正により全国議長会の「政務活動費を充当するのに適さない例」から削除されました。 本県においては、従来から行事出席の際には意見交換等が行われており、今後も県民意思の把握（条例第 2 条）に寄与しない行事への出席は想定されないことから、あえて適さない例には記載しないこととします。 ⑪に関連して 備品とは三重県会計規則の規定（購入価格が 5 万円以上のもの。ただし、P C、サーバ及び外付け型記憶装置は金額にかかわらず備品になります。）によるところとするが、備品購入については、所有権や備品管理等複雑な問題が多く、社会通念上高額と認められる物品等の取得経費は、資産形成のための支出とみなされる恐れがあることから政務活動費への計上は慎重に判断することとし、どうしても必要な場合は、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約が望ましい。 （以下略）	なお、これまでのガイドラインでは、挨拶、会食やテープカットだけの出席費用は、政務調査費を充当するのに適しないとしてきましたが、今回の法改正により全国議長会の「政務活動費を充当するのに適さない例」から削除されました。 本県においては、従来から行事出席の際には意見交換等が行われており、今後も県民意思の把握（条例第 2 条）に寄与しない行事への出席は想定されないことから、あえて適さない例には記載しないこととします。 ⑪に関連して 備品とは三重県会計規則の規定（購入価格が 5 万円以上のもの。ただし、P C、サーバ及び外付け型記憶装置は金額にかかわらず備品になります。）によるところとするが、備品購入については、所有権や備品管理等複雑な問題が多く、社会通念上高額と認められる物品等の取得経費は、資産形成のための支出とみなされる恐れがあることから政務活動費への計上は慎重に判断することとし、どうしても必要な場合は、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約が望ましい。 （以下略）	

見直しイメージ	現行ガイドライン	全国議長会資料（平成 30 年）
(2) 会費等として支出するのに適さない例について (参考資料:平成 30 年 12 月 全国都道府県議会議長会資料) 具体例 ① 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 ② 個人の立場で加入している団体などに対する会費等 例： 町内会費、公民館費、壮年会費、PTA 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等で議員個人に本来帰属する会費等 ③ 政党(県連)本来の活動に伴う党費、党大会賛助金等 ④ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費	(2) 会費として支出するのに適さない例 (参考資料:平成 25 年 2 月 19 日 全国議長会資料) 具体例 ① 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 ② 個人の立場で加入している団体などに対する会費等 例： 町内会費、公民館費、壮年会費、PTA 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブ会費等で議員個人に本来帰属する会費 ③ 党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等 ④ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ倶楽部等)の会費	Ⅳ 会費等として支出するのに適さない例について 次の会費または経費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。 - 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 - 個人の立場で加入している団体などに対する会費等 (例) 町内会費、公民館費、壮年会費、PTA 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等 - 政党(都道府県連)本来の活動に伴う党費、党大会賛助金等 - 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費

⑤ 他の議員の後援会や祝賀会、政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費 ⑥ 宗教団体の会費 ⑦ 冠婚葬祭の経費 例：結婚式の祝儀・会費、香典、祝賀会の会費、祭祀・祭礼の経費等 ⑧ 親睦または飲食・会食を主目的とする各種会合の会費 ⑨ 意見交換を伴わない会合の参加費	⑤ 他の議員の後援会や祝賀会、政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費 ⑥ 宗教団体の会費 ⑦ 冠婚葬祭の経費 例：結婚式の祝儀・会費、香典、祝賀会の会費、<u>祭り</u>・祭祀・祭礼の経費等 ⑧ 親睦または飲食・会食を主目的とする各種会合の会費 ⑨ 意見交換を伴わない会合の参加費	- 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費 - 宗教団体の会費 - 冠婚葬祭の経費（結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等） - 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費
---	---	--

(参考)「飲食に係る経費」の整理

	現行の三重県ガイドライン			全国議長会資料		
	飲食費	交通費	会議部分のみの負担金	飲食費	交通費	会議部分のみの負担金
飲食・会食を主目的とする各種会合（新年会等）	×	？ (明確ではなかった)	— (想定されず)	×	×	— (想定されず)
バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食	×	？ (明確ではなかった)	— (想定されず)	×	×	— (想定されず)
社会通念上妥当なものであると認められること等を前提とした、政務活動と合理的関連性を有する飲食を伴う会合（適切な会場での、意見交換が主目的で飲食が付随するような会合等）	×	○	○	○	○	○

各会派から提出された意見等について

①【会派提出意見】

会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととなっているが、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合は、可としたい。

（自民党県議団）

【会派持ち帰り事項】

現行ガイドラインでは、会食を伴う懇談会等の参加負担金、また、会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代、政務活動中の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととなっていますが、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合の費用については政務活動費への計上を可能とすることについて、他都道府県の状況や裁判例等も踏まえ、どう考えますか。

【各会派の意見】

（新政みえ）

県民の理解が得られにくいことから、従来通り飲食を伴うものの計上は見合わせるべき。

（自由民主党）

他県では一定の条件の下で認めている事例もありますが、県民の理解や透明性の確保の観点から、現時点では現行ガイドラインを維持し、飲食費は計上しない取扱いが適当であると考えます。

なお、社会情勢の変化や他県の運用状況等を踏まえながら、将来的な中長期的課題として、引き続き検討していく余地はあると考えます。

（自民党県議団）

他都道府県の状況を鑑みて計上を認めるべき。ガイドライン改正については改選後に議論。

（草莽）

会食を伴う参加負担金は、政務活動費にすべて入れない。

但し、会議費に相当する部分が明確であれば、会議部分は可とする。

（公明党）

飲食に関する経費は計上しない方が良く考えます。

なお、今期中は各会派の意見とりまとめまでにし、改選後、必要に応じ議論すれば良いと思います。

（日本共産党）

現行ガイドラインのままでいい。税金で食料費などの負担項目を拡大することには、反対であり、県民が知れば、批判が来るのは、当たり前です。

（参政党）

飲食を伴う懇親会費用は自己負担で良いと思います。

参考

【他都道府県の状況】（詳細は、**資料 3 ー別紙 1**参照）

- ・ 政務活動に係る懇親会等での議員の飲食費を政務活動費の対象として条件付きで認めているのは、35 道府県です。
- ・ そのうち、23 道府県が、飲食費に充当できる上限額を設けています。

【裁判例等】

- ・全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」（平成 30 年 12 月）では、飲食・飲酒を伴う会合への出席に要する経費について、いくつかの裁判例を挙げ、以下のとおり記載しています。（交通費に関する部分は省略）

飲食・飲酒を伴う会合への出席に要する経費について

飲食・飲酒を伴う会合(会合の目的自体は政務活動費の目的にかなうもの)に参加した際の飲食費や交通費(特にタクシー代、運転代行代)を政務活動費の対象とすることはできるか。

考え方	参考となる裁判例
< 飲食費について > 飲食・飲酒を伴う会合への参加に要する経費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められることを前提とした上で、当該会合の内容が政務活動との間に合理的関連性を有していれば、対象とすることができる。 政務調査費の裁判例では、飲食費の支出が正当化されるためには、「当該飲食を伴う会合が、食事を伴う時間に開催する必要がある、(略)会合参加者全体として一緒に飲食をする必要がある、かつ飲食内容が会合の性質などに照らして社会通念上相当な範囲内にあることが必要」とされており、また、別の裁判例では、多数の会合参加者が一緒に飲食をしたとしても、議員の調査研究に資する意見交換等がなされたことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるとされている。 新年会の飲食費については、政務調査費の裁判例では、「その名称からして、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然」であり、当該参加費の支出が調査研究のための必要性に欠け、調査研究に資する意見交換を行ったことを客観的に裏付ける事実もないことから、当該支出を違法であるとしたものがある。	名古屋地判 H23. 3. 23(平成 18 年(行ウ)第 80 号) ・ <u>政務調査費から飲食費を支出することが正当化されるためには、当該飲食を伴う会合が、食事を伴う時間に開催する必要がある、しかも、例えば外部の人間を交えての会合をする場合など、会合参加者全体として一緒に飲食をする必要性があり、かつ、その飲食内容が会合の性質などに照らして社会通念上相当な範囲内である場合であることが必要と解すべきである。</u> ・ <u>もっとも、食事の時間帯以外に開催する政務調査のための会合において、いわゆるのどを潤す程度の茶菓を政務調査費から支出することは、それが社会通念上相当な範囲内である限り、これを違法とする理由はない</u>というべきである。 盛岡地判 H22. 11. 19 (平成 18 年(行ウ)第 11 号) ・ 県立大学新学長を歓迎する県民の集いでは、主催者の挨拶、新学長の挨拶があり、その後懇親会が行われた。 ・ 同集いは、ホテルの会場において、<u>多数の出席者が飲食を共にしながら県立大学新学長を歓迎する趣旨で催されたもの</u>といえ、同集いにおいて議員の調査研究に資する意見交換等がなされることが予定されていたとは認められない。

考え方	参考となる裁判例
	・ そうすると、<u>同集いにおいて議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたことなど特段の事情のない限り、調査研究のための必要性に欠けるもので、特段の事情があるとは認められない。</u> 山形地判 H28. 5. 17(平成 23 年(行ウ)第 2 号) ・ <u>新年会は、その名称からして、飲食をし、親睦を図ることを目的とする会合であるものと解するのが自然であって、上記参加費の支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められるものというべきところ、被告は、経済の状況、展望、就職状況等についての意見交換を行った旨の報告書及び議員作成の陳述書を提出しているものの、これを客観的に裏付ける証拠はない。</u> そうすると、上記政務調査費の支出は、本件使途基準に合致しない違法な支出であるというべきである。

②【会派提出意見】

事務所費の按分割合 2 分の 1 制限の見直し。

(自民党県議団)

【会派持ち帰り事項】

現行ガイドラインでは、事務所費については、原則として、政治団体数と政務活動の事務所の合計数で按分する(政務活動に係る事務所と1つの後援会事務所が兼ねている場合には、2分の1)こととなっていますが、これを見直すことについて、どう考えますか。

【各会派の意見】

(新政みえ)

政務活動と後援会活動を明確に区別することは困難であり、現行の政治団体と事務所の合計数での按分のままでよいと考える。

(自由民主党)

事務所費については、政治団体や後援会等と事務所を併用する場合、原則として団体数に応じた按分となります。利用実態に応じた按分も可能とされていますが、政務活動とその他の活動の割合を客観的に証明することは実務上困難であり、実態として政務活動の割合が高い場合でも、十分に政務活動費として計上できないケースが生じています。

こうした実態や他の都道府県の取扱いも踏まえ、政務活動に継続的に使用する事務所は、政治団体や後援会等と併用する場合にあっては、原則 2 分の 1 を政務活動費として計上できる取扱いを検討してはどうかと考えます。

(自民党県議団)

政務活動の実態に即した運用に見直すべき。

(草莽)

ややこしいので、単純に 1/2 ではどうなのでしょう。

(公明党)

現行通りで良いと考えます。

(日本共産党)

現行通りでいい。

(参政党)

特に意見はございません。

参考

【他都道府県の状況】（詳細は、[資料3－別紙2](#)参照）

- ・政務活動の事務所が政治団体等の事務所を兼ねている場合の事務所費の按分の考え方は、各都道府県により様々なバリエーションがありますが、以下の表とおり、大きく7つのパターンに分かれています。

按分の考え方のパターン	都道府県数	該当する都道府県
使用面積や活動時間等、実績に基づいた合理的な根拠に基づいて按分	4	神奈川県、新潟県、奈良県、島根県
使用面積や活動時間等、実績に基づいた合理的な根拠に基づいて按分するが、按分上限を 1/2 とする	8	富山県、石川県、長野県、山口県、愛媛県、佐賀県、大分県、宮崎県
使用面積や活動時間等、実績に基づいた合理的な根拠に基づいて按分することを原則とするが、それが困難な場合には、上限 1/2 で按分（合理的な根拠に基づく按分と上限 1/2 での按分の選択制を含む）	22	岩手県、宮城県（※）、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、山梨県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
使用面積や活動時間等、実績に基づいた合理的な根拠に基づいて按分することを原則とするが、それが困難な場合には、兼ねている他の活動の数に応じて按分	9	北海道、青森県、千葉県、福井県、岐阜県、静岡県、大阪府、岡山県、高知県
政治団体数と政務活動の事務所の合計数で按分することを原則とするが、議員が説明できる合理的な理由で按分することも可能	1	三重県
使用面積や活動時間等、実績に基づいた合理的な根拠に基づいて按分することを原則とするが、それが困難な場合には、併設する事務所数に応じた按分または兼ねている他の活動の数に応じた按分を選択	1	和歌山県
事務所費に特化した按分の考え方の記載はなく、政務活動費全体の按分の考え方に沿って按分	2	埼玉県、愛知県

※宮城県は、上限 1/2 での按分に加えて、後援会等との覚書等に基づく割合での按分も選択可能

- ・政務活動の事務所が自宅を兼ねている場合の取扱いも、賃借料や上下水道料金への政務活動費の充当を認めない府県があるなど、様々なバリエーションがあります。

【裁判例等】

- ・全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」（平成 30 年 12 月）では、賃借料や光熱水費等の按分について、いくつかの裁判例等を挙げ、以下のとおり記載しています。

賃借料や光熱水費等の按分について

政務活動以外の業務も行われている事務所の賃借料や光熱水費等に政務活動費を充てる場合、どのような点を勘案し、按分することが考えられるか。

また、実態の把握が困難な場合は、どうしたら良いか。

考え方	参考となる裁判例
事務所費には、光熱水費のほか、事務所賃借料、機器リース料、事務機器購入費、事務用品購入費、電話代、FAX代など、多種多様な費目が含まれる。 賃借料については、①業務中に占める政務活動に係る業務の割合、②賃借場所全体の面積のうち政務活動に係る業務に使用している面積の割合を、光熱水費については、①業務中に占める政務活動に係る業務の割合、②事務所所属者のうち政務活動に係る業務に従事している人数の割合により、按分することが考えられる。 また、現実に上記割合の把握が困難な場合は、各議会で定める按分率によることもできると考えられる。	政務調査費の事務所費、事務費及び人件費の考え方について（H20. 7. 23） （１）事務所賃借料・維持管理費 議員の関連会社等、政治団体（後援会）の所有又は賃借する事務所等と共用の場合は、使用領域（面積）並びに政務活動、政治団体活動及びその他活動の全時間に占める政務活動の割合を総合的に勘案し、按分することが考えられる。 （２）光熱水費 政務活動、政治団体活動及びその他活動の全時間に占める政務活動の割合並びにこれら活動に従事する総人数に占める政務活動に従事する人数の割合を総合的に勘案し、按分することが考えられる。 大阪高判 H26. 9. 11（平成 26 年（行コ）第 79、123 号） ・政務調査活動以外の活動に係る業務も行われている事務所賃借料、事務機器・事務用品関連の費用については各事務所において行われている<u>業務中に占める政務調査活動に係る業務の割合、各機器等の使用のうち政務調査活動に係る業務に使用する割合、賃借場所全体の面積のうち政務調査活動に係る業務に専用している面積の割合等</u>を勘案し、政務調査費を按分充当した旨主張するところ、その<u>主張内容に格別不合理な点はない</u>し、費用の額や按分率が相当でないことを疑わせる証拠もなく、上記費用が本件用途基準に違反する支出

考え方	参考となる裁判例
	であると疑うに足りる一般的、外形的事実の主張立証はない。
	福井地判 H28. 2. 10(平成 27 年(行ウ)第 1 号)
	・ 政務活動費を充てることができる<u>事務所関係費用には、光熱水費のほか、事務所賃借料、機器リース料、事務機器購入費、事務用品購入費、電話代、FAX 代など、多種多様な費目が含まれるのであり、それぞれの費目に係る機器等の使用目的や使用頻度、政務活動に使用される割合もまた同様に異なり得るものであることを踏まえると、議会が、個別的・具体的な費目ごとに按分率を定めるのではなく、ある程度包括的・平均的にこれを示すことは、政務活動費の制度趣旨に照らしても不合理であるとはいえない。</u>

③【会派提出意見】

近年の物価や燃油価格の高騰を鑑みて、23 円/ℓを見直してはどうか
(新政みえ)

近年、ガソリン価格は原油価格などの影響により大きく変動しており、地方においては自家用車での移動が不可欠であることから、議員活動にも直接影響を及ぼしている。

しかし、現行制度は基準が固定的で、実勢価格との乖離が生じやすく、実態に即した経費計上が難しい状況にある。

このため、ガソリン代については公表されている平均価格等の客観的指標に連動させたり、定期的な見直しや急激な価格変動への柔軟な対応が可能な仕組みを導入すべきである。

(自由民主党)

【会派持ち帰り事項】

現行ガイドラインでは、政務活動費の旅費における旅費については、一般職に属する県職員の旅費規定を準用する公務出張の支出基準を参考にすることになっており、それに基づいて、車賃の額は、23 円／キロメートルとなっていますが、近年のガソリン価格の高騰等を踏まえ、それを見直すことについてどう考えますか。

その場合、一般職に属する県職員の旅費規定から離れて政務活動費の旅費独自で見直すのか、公務旅費も含めて見直すのか等も含めて考える必要があります。

※なお、一般職に属する県職員の車賃については、ガソリン代だけでなくオイル代や車両償却費等を積み上げる形で積算されており、毎年度、検証もされています。

【各会派の意見】

(新政みえ)

県職員の旅費規定と異なる規定とする明確な根拠はなく、準ずるとしている現行規定のままだが妥当である。

(自由民主党)

ガソリン価格の変動等を踏まえ、車賃の見直しについて問題提起を行いました。現行の車賃については、車両の維持費等も含めて毎年度検証が行われており、県職員の旅費規程とも連動しています。

また、他県とは算定方法等が異なり、単純な比較はできないことから、現時点では現行どおりとすることが妥当であると考えます。

(自民党県議団)

プロジェクト会議の結論に従う。

(草莽)

旅費は、県庁の事務方と共通のため、連携して考えるべき。今回は、現在の積算根拠をお聞きしたところ、ガソリン価格の高騰分は含んでいると考えられるので、現状のままでよい。

ただ、積算根拠が現状のままでよいかという点については、検討すべきと思われる。

(公明党)

現在の積算は妥当であると思います。

今後、県による毎年度の検証結果を議会側も共有するとともに、変更が必要な事案が発生した場合には、県民の納得を得られる根拠のもと、積算を見直す形で良いと考えます。

(日本共産党)

見直さなくても良い。県職員に準じたらいい。

(参政党)

一般職に合わせて見直す。

参考

【他都道府県の状況】（詳細は、**資料3－別紙3**参照）

- ・政務活動費における自家用車を利用した旅費の取扱いについて、ガソリン代の実費精算としているのが 11 都道県、三重県と同様に車賃方式としているのが 13 県、ガソリン代の実費精算と車賃方式の併用又は選択制等としているのが 23 府県となっています。
- ・併用等を含め、政務活動費の旅費において車賃方式を採用している 36 府県の 1 キロメートル当たりの車賃の額の状況は以下の表のとおりです。

金額	18 円	19 円	20 円	22 円	23 円	25 円	28 円	29 円	30 円	35 円	37 円
数	2	1	6	1	1	4	1	1	4	1	14

- ・併用等を含め、車賃方式を採用している 36 府県のうち、政務活動費における車賃の額と一般職員の旅費における車賃の額が同額なのが 30 府県、異なっているのが 6 府県となっています。
- ・なお、最も多かった 37 円／キロメートルの単価については、令和 6 年度¹に改正される前の国家公務員等の旅費制度における車賃の額と同額ですが、当該車賃は、自家用自動車を想定したものではなく、バス、路面電車等を想定したものであり、令和 6 年度の改正で廃止され、実費支給と改められています。

¹ 施行は、令和 7 年 4 月 1 日です。

【裁判例等】

- ・全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」（平成 30 年 12 月）では、ガソリン代の定額支給の適否について、いくつかの裁判例を挙げ、以下のとおり記載しています。

ガソリン代の定額支給の適否について

政務活動のために使ったガソリン代について、定額支給方式とすることはできるか。

考え方	参考となる裁判例
ガソリン代についても、実費弁償が原則であると考えるが、政務活動に使ったガソリン代を厳密に算出することは難しいこと、また目的地域内での移動に伴うガソリン代等少額の支出証明が明らかにしにくいことなどもあることから、これらを含め旅費条例による定額支給方式を採用することは、実額との乖離が社会通念上許容される範囲にある限りにおいて、一概に否定されるものではないと考える。 政務調査費の裁判例でも、「簡便計算方法を採用するとしても、あくまでも、実費精算に代わる簡便な方法であるから、本来、その結果は可能な限り実額に近似するのが望ましく、どの程度簡便にすべきか、どの程度の実額からの乖離を許容するか(相当性)を考慮しなければならない」とされている。	大分地判 H23. 2. 24(平成 19 年(行ウ)第 9 号) ・「政務調査費支払証明書(旅費用)」に記載のある旅費の支出は、その<u>支給基準が弁償条例(現行条例)に規定するところ(車賃)と同額の 1 キロメートル当たり 37 円とされている</u>うえ、同証明書の記載から認められる各用務地における活動内容はいずれも会派の調査研究に関するものであるといえるから、<u>適法な支出</u>であると認められる。
	仙台地判 H20. 12. 1 (平成 19 年(行ウ)第 17 号) ・簡便計算方法を採用するとしても、あくまでも、実費精算に代わる簡便な方法であるから、本来、その結果は可能な限り実額に近似するのが望ましく、どのような計算方法にするかは、実費精算の煩瑣の程度(必要性)との相関関係において、どの程度簡便にすべきか、どの程度の実額からの乖離を許容するか(相当性)を考慮しなければならない。

【一般職員の旅費における車賃額の根拠等】

(1) 改正経緯

H13.4～ 37 円/キロメートル → 30 円/キロメートル

H31.1～ 30 円/キロメートル → 23 円/キロメートル

(2) 平成 30 年当時の 23 円/キロメートルの根拠

項目	金額	根 拠
ガソリン代	10.0 円	ガソリン価格 ÷ 平均燃費
オイル代	0.6 円	オイル価格 ÷ 交換目安距離
タイヤ代	2.5 円	タイヤ価格 ÷ 交換目安距離
車両償却費	6.0 円	平均車両価格 ÷ 平均使用年数 ÷ 年間走行距離 ÷ 2
維持修繕費	0.7 円	自動車整備費 ÷ 年間走行距離 ÷ 2
任意保険料	2.3 円	保険料 ÷ 年間走行距離
合計	<u>22.1 円</u>	

④【検討事項】

現在のガイドラインでは、全国都道府県議会議長会が平成 20 年 1 月に作成した議会職員執務資料シリーズ No. 409 を考え方の参考としているが、平成 30 年 6 月に同議長会が作成した議会職員執務資料シリーズ No. 475「政務活動費等の判例と実務」や、平成 30 年 12 月に同議長会が作成した「政務活動費の運用に係る考え方」にも、海外政務活動について参考となる内容が掲載されているため、それらの内容を踏まえ、改めて海外政務活動の考え方について検討する必要があるか。

【会派持ち帰り事項】

現行ガイドラインでは、海外政務活動について、帰国後に海外政務活動結果報告書（報告様式は任意）を議長に提出し、その後なるべく早期に公開の報告会を実施することになっていますが、海外政務活動の実績や成果をより県民に分かりやすく公開できるよう見直しをしてはどうかという意見がプロジェクト会議でありました。

具体的には、

- 1) 海外政務活動結果報告書の様式の統一、
- 2) 海外政務活動に要した費用の報告会での公開、
- 3) 海外政務活動結果報告書等のホームページでの公開 です。

このような意見について、どう考えますか。

【各会派の意見】

（新政みえ）

県民目線で考えると報告様式については、統一した方がわかりやすいと考えるが、費用については、現状も公開されており報告会での公開は必要ないと考える。

また、ホームページ上で報告書を閲覧できることは透明性を高めるために必要と考える。

県議会議員としての活動以外の目的（個人事業等に関すること）が含まれる調査は厳に慎むべきであると考ええる。

中長期課題とするべき。

（自由民主党）

現行ガイドラインに基づく運用に特段の問題は生じていないことから、現時点では現行どおりの運用を維持することが適当と考えます。一方で、報告方法や情報公開の充実など、県民への説明責任の向上については、改選後の中期的な課題として、しかるべき議論の場において引き続き積極的に検討していくことが望ましいと考えます。

（自民党県議団）

- 1) 統一するべき
- 2) 公開するべき
- 3) 公開するべき

(草莽)

進めるべきだと思います。

(公明党)

他県による海外政務活動について様々問題提起されているなか、三重県議会としてはより丁寧な成果報告や県民への公表が必要となるし、求められると考えます。

※ 全行程表を含めた結果報告書の統一とともに渡航費用（内訳含む）の公表も報告会で行った方が良いと考えます。

(日本共産党)

是非するべきだ。福岡県議会の問題もあり、県民の関心となっている。参加者も報告をするべきです。

(参政党)

- 1) 統一させる
- 2) 費用の公開をする
- 3) ホームページで公開をする

県民が知る権利があると思います。
来年度以降実施。

参考

【経緯】

- ・過去の海外視察調査は、**資料 3－別紙 4**の指針のとおり、任期中 1 人 1 回議員派遣（公務）として扱っていましたが、平成 19 年 5 月 31 日の代表者会議において、海外視察調査は議員派遣（公務）ではなく、政務活動費で行うことが決定され、当該指針が廃止となりました。
- ・平成 20 年 3 月に策定された「政務調査費の運用に係るガイドライン」において、海外政務活動の手続等について記載が盛り込まれました。それ以降、海外政務活動に対する記載内容の見直しは行われていません。

【裁判例等】

- ・**資料 3－別紙 5**を参照。

⑤【会派提出意見】

動画・SNSを活用した広聴広報費の明確化について

近年、議員活動における広聴・広報の手段として、動画配信やSNSの活用は不可欠なものとなっている。

一方で、これらの経費は既に政務活動費として計上されている実態があるものの、その位置付けは必ずしも明確ではない。

ついては、適切な活用を促進する観点から、動画制作費やSNS運用に係る経費について、政務活動費の対象として明確に位置付けるべきである。

（自由民主党）

【会派持ち帰り事項】

現行ガイドラインでは、広聴広報費は「広報紙(ホームページ含む)」としか記載がありませんが、議員活動における広聴広報の手段として動画・SNSの活用が進んでおり、実態として政務活動費として経費を計上している事例も複数あります。

このようなことを踏まえ、動画・SNSについて、ガイドラインにおいて政務活動費の広聴広報費の対象として明確に位置づけることについて、どう考えますか。また、その場合、その按分についてどう考えますか。

【各会派の意見】

（新政みえ）

昨今の議員活動の発信等に関する状況や時流からすれば、動画・SNS等に係る経費の計上も必要であると考えるが、政務活動としての内容か否かに関して慎重な議論が必要と考える。

中長期課題とするべき。

（自由民主党）

動画やSNSは、現在の議員活動における重要な広聴広報手段であり、現行ガイドラインにも実態を反映させる必要があります。

そのため、今期中のガイドライン改正において、動画・SNSの作成や運用に係る経費を広聴広報費の対象として明記することが適当と考えます。

なお、按分については、現時点では2分の1を基本としつつ、紙媒体との整合性や他府県の事例を踏まえ、引き続き検討することが望ましいと考えます。

（自民党県議団）

明確に位置づけることは必要。按分については紙媒体発行に要する広報活動費と同様。

（草莽）

動画、SNSについても、県政レポートと同じような形式で対象としてもよいのでは。

（公明党）

動画やSNSなどの経費を内訳も含め現状どのように計上しているのか？を情報共有してもらえればと思います。

また、動画やSNSについて、どのような種類や経常経費の範囲など、提案者ならびにプロジェクト会議メンバーと議論できればと思います。

なお、必要に応じ、今年度は情報共有・整理までとし、改選後への申し送りにしても良いと考えます。

（日本共産党）

動画、SNSは、今や議会活動の宣伝のメインである。議会活動について認めるべきです。

（参政党）

政務活動と政治活動が明確に分けれるのであればいいのではないのでしょうか。

ただし、選挙間近の動画・SNSの発信は、慎重に判断する必要がある、広聴広報費と区別できないようであれば、選挙まで半年以内は対象としないなどの線引きは必要。

参考

【他都道府県の状況】（詳細は、資料3－別紙6参照）

- ・動画・SNSの作成支援等の政務活動費における取扱いについて、全都道府県に照会調査をしたところ、結果は以下の表のとおりでした（未回答の2県を除く）。

政務活動費の充 当を認めている か	ガイドライ ン等におい て明文で充 当を認めて いる	ガイドライ ン等に記載 はないが、運 用で充当を 認めている	明確な基準 は設けてお らず、個別に 判断してい る	充当を認め ていない	その他
都道府県数	3	8	33	0	1

政務活動費の充 当実績(令和5年 度～令和8年度)	全額充当の 実績あり	全額充当及 び按分充当 の実績あり	按分充当の 実績あり	充当の実績 なし	その他
都道府県数	13	11	11	9	1

- ・「ガイドライン等において明文で充当を認めている」と回答した3府県のガイドライン等の記載状況等は以下のとおりです。

富山県

「広聴広報費の扱い」の中で、「インターネットを利用した情報発信における留意事項」として、次の2点を挙げています。（令和8年4月から適用）

- （ア）政務活動と他の活動とが混在する場合は、情報発信内容に占める政務活動の割合が2分の1以上であるものを対象とし、按分割合は、客観的なデータにより政務活動に係る割合と他の活動に係る割合を明確に区分できる場合を除き、2分の1を上限とする。
- （イ）証拠書類について
充当対象の動画又は投稿を特定できる資料を領収書と共に提出するものとする。

大阪府

広聴広報費のうち、デジタル広報費について、次の3点を記載しています。

- ▶ インターネット媒体を用いた府政報告等の配信に要する費用（広告費を含む）に充当することができます。ただし、政務活動以外の内容が一部でも含まれる場合には充当できません。（按分不可）。
- ▶ 配信エリアに大阪府以外の区域が含まれる場合には、実態に応じて按分が必要です。
- ▶ 配信内容の確認が可能な電磁的記録を5年間保存してください。

愛媛県

広聴広報費の具体例として、SNS等作成・更新委託料、動画制作費を挙げています。

広報は、地方行財政等に関する議員の政策や理念を県民、地域住民等にお知らせするものであり、県政報告会によるもののほか、広報誌、ホームページ、SNS、動画制作等によるものも含まれる。

その按分基準は、次のとおりです。

（基本的な按分率）

政務活動を内容とする紙面面積・時間／紙面総面積・総時間 ×100（％）

（按分率の上限）

政務活動とそれ以外の議員活動（政党活動、選挙活動、後援会活動等）、私的活動が特定できない場合、政務活動費充当限度額（按分率の打切り上限）の基準を1/2とする。

【裁判例等】

- ・全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」（平成 30 年 12 月）では、広報紙やホームページに係る経費の按分について、裁判例を挙げ、以下のとおり記載しています。

広報紙やホームページに係る経費の按分について

会派や会派所属議員の広報紙、ホームページに政務活動以外の内容が含まれる場合、広報紙やホームページに係る経費への支出をどのように考えるか。

考え方	参考となる裁判例
会派や会派所属議員の広報紙、ホームページに掲載される情報のうち、政務活動との間に合理的関連性を有する部分の割合が特定できる場合は、その割合に応じて按分することが適当であるが、それが困難な場合は、各議会で定める按分率によることもできると考えられる。 政務調査費の裁判例では、ホームページについて、県政報告の文章があることが確認できるがその専有面積が判断し難いこと及び原告が抽象的な主張に終始していることから、50%で按分すべきであるとしたものがある。	宇都宮地判 H29. 6. 29(平成 23 年(行ウ)第 8 号) ・広報紙やホームページの内容に、調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分と、議員個人の宣伝や後援会活動、政党活動、選挙活動に該当する部分が併存する場合、適切な比率により按分がなされて政務調査費が充当されている必要がある。 ・ただし、議員の行う公的活動には政務調査活動と政務調査以外の政治活動があり、ホームページにおいても、通常は、政務調査活動についてスペースを割いていると推認される一方で、政党活動や議員個人の宣伝等、政務調査に関するものとはいえない情報にもスペースが割かれていると推認されるから、特段の事情が立証されない限りは、50%で按分し、その限度を超えた支出は違法というべきである。 ・そして、<u>ホームページ上、県政報告の文章があることが確認できるが、その専有面積は判断し難い。</u> ・<u>もともと、原告も抽象的な主張に終始しているため、上記のとおり、50%で按分すべきである。</u>

⑥【会派提出意見】

政務活動費の現行制度では、個人分の総額 216 万円のうち、人件費や事務所家賃など、事務費経費に充てられる上限は2分の1を超えない 108 万円までと記憶している。この上限（108 万円）を見直し、より柔軟に活用できるよう引き上げるべきではないか。

（自由民主党）

【会派持ち帰り事項】

現行ガイドラインでは、事務所費、事務費、人件費の3つの経費については、本来の政務活動を補完するために必要な経費であるとして、その支出の合計額が条例で定める政務活動費交付額の2分の1（議員分でいうと、年 108 万円）を超えて支出できないという支出上限額を設定していますが、これを見直すことについて、どう考えますか。

【各会派の意見】

（新政みえ）

現行のままで見直す必要はないと考える。

（自由民主党）

議員活動の実態や政務活動費制度の趣旨を踏まえると、より実態に即した運用ができるよう、事務所費等に係る上限額（108 万円）の制度については見直しを行い、撤廃する方向で検討してもよいと考えます。

また、本件は今期中のガイドライン改正に向けて検討を進めていくことが望ましいと考えます。

（自民党県議団）

プロジェクト会議の結論に従う。

（草莽）

2分の1（議員分でいうと、年 108 万円）は、取り払ってもよいのではないかと。使途については、個人で責任をもって説明できれば良い。

（公明党）

現行通りが良いと考えます。

（日本共産党）

人件費などのアップもあわせて、見直しが必要です。

（参政党）

必要があれば、見直しを検討していく。

参考

【経緯】

- ・平成 19 年 12 月に設置された「政務調査ワーキンググループ」において、「政務調査費の運用に係るガイドライン」の策定に向けて協議が行われました。そして、平成 20 年 3 月に策定されたガイドラインに事務所費等の支出上限設定が盛り込まれました。それ以降、この部分について、見直しは行われていません。

【他都道府県の状況】

- ・公表されている各都道府県のガイドライン等を確認したところ、本県以外に同様の取扱いについて記載している都道府県は確認できませんでした。

⑦【会派提出意見】

モバイル端末（ＰＣやタブレット等）への損害保険について計上できるようにして
はどうか

（新政みえ）

【会派持ち帰り事項】

現行ガイドラインでは、政務活動で使用する私物のモバイル端末（ＰＣやタブレット）に対する損害保険料についての記載がありませんが、これを政務活動費の対象としてガイドラインに明確に位置づけることについて、どう考えますか。

【各会派の意見】

（新政みえ）

私物の端末に対して損害保険となると、他の政務活動に使用する私物（自家用車等）との整合を考えると、対象とすることは困難であると考えます。

（自由民主党）

現時点では、他都道府県においてもモバイル端末の損害保険料を政務活動費の対象としている事例は確認されておらず、また、議会貸与パソコンへの移行も予定されていることから、現段階でガイドラインを改正する必要性は高くないものと考えます。

今後の議会貸与端末の運用状況や他県の取扱い等を踏まえ、必要に応じて改めて検討していくことが適当ではないかと考えます。

（自民党県議団）

プロジェクト会議の結論に従う。

（草莽）

良いのではないかと。按分については、ややこしいので1/2が望ましいのではないかと。ただ、個人で責任をもって説明できれば、按分比率まで規定しなくてもよいのではないかと思います。

（公明党）

そもそもどのようなＰＣやタブレットを対象としているかなど確認できればと思います。

議会で支給されている端末（来年度変更予定あり）との整合性や役割分担の確認も必要と考えます。

（日本共産党）

位置づけたらいいです。

(参政党)

ご自身の加入している保険で対応できる場合がありますし、政務活動費の対象としなくてもよい。

参考

【他都道府県の状況】（詳細は、[資料3－別紙7](#)参照）

- ・政務活動費又は私費で購入したモバイル端末を含む備品（自動車は除く）に係る損害保険料の政務活動費における取扱いについて、全都道府県に照会調査をしたところ、結果は以下の表のとおりでした（未回答の2県を除く）。

政務活動費の充 当を認めている か	ガイドライ ン等におい て明文で充 当を認めて いる	ガイドライ ン等に記載 はないが、運 用で充当を 認めている	明確な基準 は設けてお らず、個別に 判断してい る	充当を認め ていない	その他
都道府県数	0	2	20	17	6

政務活動費の充 当実績(令和5年 度～令和8年度)	全額充当の 実績あり	全額充当及 び按分充当 の実績あり	按分充当の 実績あり	充当の実績 なし	その他
都道府県数	0	1	7	32	5

⑧【会派提出意見】

文化振興に係る政務活動費の取扱いについて

文化振興に関する政務活動においては、美術館や博物館などの入場料については計上が認められている側面がある。

一方で、演劇や舞台等の鑑賞に係る入場料については取扱いが明確ではなく、判断にばらつきが生じる可能性がある。

については、文化振興の観点から、演劇や舞台等の入場料の取扱いについても、政務活動費の対象として整理・検討すべきである。

（自由民主党）

【会派持ち帰り事項】

現行ガイドラインでは、文化振興に係る美術館、博物館等の入場料等、また、演劇、舞台等の入場料等についての記載がありませんが、美術館、博物館等の入場料等については計上が認められ、演劇、舞台等の入場料等については計上が認められていない実態があります。

これらの入場料等を政務活動費の対象として明確にガイドラインに位置づけることについて、どう考えますか。

※なお、裁判例では、これらの入場料等については、議員の政務活動との合理的関連性が認められるかどうかといった観点から、許容する裁判例と否定する裁判例に分かれています。

【各会派の意見】

（新政みえ）

文化・芸術振興という観点から全く否定はできないが、県民に理解されにくいものもあると考えられ、慎重に議論する必要がある。

中長期課題とするべき。

（自由民主党）

美術館・博物館と演劇・舞台を一律に区別して取り扱うのではなく、県政に役立つ調査研究であったことを議員自身が説明できるかどうかを基本に判断すべきと考えます。

そのため、ガイドラインについては、「何が対象で、何が対象外か」を細かく定めるのではなく、政務活動との関連性や説明責任の考え方が分かりやすく整理されるよう見直しを検討していくことが望ましいと考えます。

（自民党県議団）

計上を認めるべき。

(草莽)

従来通りで良いと考えます。

(公明党)

何のために入場するのか、また、したのかを議員が説明を果たせば良いと考える。

※ 可能な限り、施設関係者からの説明や意見交換などを行った方が良い。

(日本共産党)

認めないとすべきです。

(参政党)

なんでもそうですが、自己啓発で終わらせないことが重要です。

演劇、舞台鑑賞をした事により、どのように県民へ利益をもたらすのか、説明ができるのであれば許容できると考えます。

参考

【他都道府県の状況】（詳細は、[資料3－別紙8](#)及び[資料3－別紙9](#)参照）

- ・文化施設（博物館、美術館等）の入場料等の政務活動費における取扱いについて、全都道府県に照会調査をしたところ、結果は以下の表のとおりでした（未回答の2県を除く）。

※充当実績について、事例が多いと考えられるため、調査せず。

政務活動費の充当を認めているか	ガイドライン等において明文で充当を認めている	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	明確な基準は設けておらず、個別に判断している	充当を認めていない	その他
都道府県数	3	5	32	1	4

- ・文化的イベント（舞台、演劇、コンサート等）の入場料等の政務活動費における取扱いについて、全都道府県に照会調査をしたところ、結果は以下の表のとおりでした（未回答の2県を除く）。

政務活動費の充当を認めているか	ガイドライン等において明文で充当を認めている	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	明確な基準は設けておらず、個別に判断している	充当を認めていない	その他
都道府県数	1	3	35	2	4

政務活動費の充 当実績(令和5年 度～令和8年度)	全額充当の 実績あり	全額充当及 び按分充当 の実績あり	按分充当の 実績あり	充当の実績 なし	その他
都道府県数	21	2	0	20	2

- ・文化施設（博物館、美術館等）や文化イベント等（舞台、演劇、コンサート等）の入場料等への政務活動費の充当について、「ガイドライン等において明文で充当を認めている」と回答した3都県のガイドライン等の記載状況等は以下のとおりです。

埼玉県

調査研究費の例示として、「調査先入場料」を挙げています。

東京都

視察・研修費の例示として、「視察先入場料」を挙げています。

静岡県

調査研究費における「美術館等入館料」の運用指針として、「県内の美術館や博物館等の入館料を充当する場合は、支出証拠書（入館料）により目的、政務活動との関連等が明らかな場合に限り、充当が可能である。」と記載しています。

- ・なお、照会調査では、「ガイドライン等において明文で充当を認めている」と回答していない2県についても、以下のとおり、ガイドライン等に関連する記載があります。

山口県

調査研究費の具体例として、「政務活動に係る施設の入場料等」を挙げています。

佐賀県

調査研究費の「その他活動に必要な経費」の例として、「施設入場料」を挙げています。

【裁判例】

- ・文化振興に係る施設入場料等を政務活動費の対象とすることについては、許容する裁判例と否定する裁判例がそれぞれ存在します。以下のとおり、それぞれ近年の裁判例をいくつか紹介します。（下線は事務局による。また、書証番号等は省略しました。）

（許容する裁判例）

青森地裁判決 R5. 2. 10（令和 2 年（行ウ）第 7 号）（抜粋）

（ア） 証拠及び弁論の全趣旨によれば、E 議員は、6 月 23 日（土曜日）、北海道・北東北の縄文遺跡群を構成する a n 遺跡の展示施設（a o 館）を訪問し、そのための旅費として合計 5270 円を政務活動費から支出したこと、8 月 2 日、同遺跡群を構成する a p 遺跡の展示施設（a q 博物館）を訪問し、そのための旅費として合計 8060 円を政務活動費から支出したことが認められる。

（イ） 上記活動について、被告は、同議員は、県議会の有志で構成する北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進議員連盟に属しているところ、上記活動は、同連盟の委員として、世界遺産登録に向けた県民の間での気運醸成を体感することや、関係機関との連携等について確認を行うこと等を目的として来訪したものであり、上記活動に係る支出は、政務活動と合理的関連性を有するものと主張している。そして、同議員は、a o 館への来訪時には、職員に対し、a r 遺跡との連携等について質問等を行い、a q 博物館への来訪時には、学芸員に対し、岩手県庁と青森県庁との連携について質問等を行ったものと認められるところ、同議員は、6 月 22 日に、県議会的一般質問において、北海道・北東北の縄文遺跡群の早期の世界遺産登録実現に向けて、今後どのような取組みを行うか質問を行い、知事からの答弁を得ていたことが認められる。

以上によれば、客観的にみて、上記活動に係る支出は、同議員の政務活動との間に合理的関連性が認められ、他に特段の事情は認められないから、本件使途基準に適合し、適法であるといえる。

（ウ） これに対して、原告らは、a o 館や a q 博物館に訪問の記録が残っていないことから、上記活動を行ったとは認められない旨、私的な美術館訪問と区別することができない旨を主張する。しかしながら、同博物館については同議員を宛名とする領収証が存在するから、同議員が同博物館に訪問したことは明らかであるし、a o 館についても、同施設側に訪問の記録が残っていないことによって、同施設を訪問したことが直ちに否定されるものではなく、同施設に訪問したとする同議員の陳述や証言に不自然なところは認められないことからすれば、上記のとおり訪問を行ったものと認められる。また、一般的には、これらの施設には観光目的等での訪問が想定されるものではあり、このことは同視察の実質が私的な観光であって、本件使途基準に適合しない支出がされたことを推認させる一般的、外形的事実に該当するといえることができるが、上述のとおり、同議員の議員活動の客観的状況についての反証に照らせば、a o 館や a q 博物館への訪問は、同議員の政務活動と合理的関連性があるものというべきである。

仙台高裁判決 H29. 4. 21（平成 28 年（行コ）第 12 号）（抜粋）

証拠及び弁論の全趣旨によれば、P 議員は、平成 21 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで、東京に在る国立 e k 美術館（省略）や e l 博物館（省略）を視察し、これに要した電車交通費 1 万 3840 円や、タクシー代 3490 円のうち 1745 円のほか、ホテル宿泊費 1 万 7200 円のうち 8600 円を政務調査費から支出したこと、国立 e k 美術館は、西洋美術に関する作品を公衆の観覧に供する施設であり、e l 博物館は、貨幣に関する歴史的、文化的な資料を収集、保管し、それらの調査研究を進めつつ、広く一般に公開する施設であることが認められる。

他の都道府県に在る文化施設を視察することは、その性質からして県政との関連性が直ちに否定されるものではない。そして、被告の提出した報告書及び P 議員作成の陳述書によれば、P 議員は、県民の文化への理解を深め文化振興を図るためにどのような政策を企画、提案すべきかを考察するために上記視察を実施したものとされているほか、収支報告書においてその成果を具体的に報告していることが認められるから、上記視察に要した交通費や宿泊費の支出については、県政との関連性を認めることができるのであって、上記支出が調査研究のために用いられる可能性がないとまではうかがわれない。また、上記各支出が実費を超えて支出されたものとはうかがわれないし、宿泊費については、本件手引の要件に照らし、不相当に高額であるということとはできない。そうすると、上記各支出は本件使途基準に合致しないものとはいえない。

(否定する裁判例)

青森地裁判決 R5. 2. 10 (令和 2 年 (行ウ) 第 7 号) (抜粋)

- (ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、E 議員は、4 月 15 日 (日曜日)、a j 美術館を訪問して a k の作品等を鑑賞し、その後、a l 市内の a m 館を訪問したところ、そのために要した旅費として合計 4860 円、a j 美術館のチケット代として 510 円を政務活動費から支出したことが認められる。
- (イ) 上記活動について、被告は、青森県を代表する a k の作品を県内及び県外の人に知ってもらうために、常設展示の可能性等を調査するために、来場者数の把握や職員との意見交換をすることを目的として来訪したものであり、上記活動に係る支出は、政務活動と合理的関連性を有する旨を主張する。
- (ウ) しかしながら、同議員が、議員活動として上記作品の常設展示に関する取組等を行っていたなどの事情を認めるに足りる確な証拠はなく、a j 美術館や a m 館への視察と、同議員の議員活動との関連性は客観的に明らかなではない。これに加え、これらの施設は、一般的には観光目的や芸術鑑賞目的等で来訪することが想定されるものであり、同視察の実質が私的な観光であって、本件使途基準に適合しない支出がされたことを推認させる一般的、外形的事実に該当するといえることができる。したがって、被告において、上記視察の必要性・合理性について適切な反証をすることを要する。
- (エ) この点、同議員は、a j 美術館においては、領収証に氏名を書いてもらう目的で自身の身分を明かしたものの、館内の職員には身分は明かさずに一般客として見学を行ったものであり、職員との意見交換も一般客として質問を行ったにすぎないことからすれば、客観的にみれば、上記活動は観光目的等による訪問と何ら異なるところはなく、視察の必要性・合理性を認めるに足りない。また、他に視察の必要性・合理性を認めるに足りる反証はない。
- (オ) 以上によれば、上記活動に係る支出が政務活動と合理的関連性を有するものとは認められず、上記全額について、本件使途基準に適合しない違法な支出であるといふべきである。

仙台高裁判決 H29. 4. 21 (平成 28 年 (行コ) 第 12 号) (抜粋)

証拠及び弁論の全趣旨によれば、Q 議員は、平成 21 年 12 月 19 日、山形県の施設である f f において行われた狂言公演を鑑賞し、入場料 3500 円を政務調査費から支出したことが認められる。

狂言公演の鑑賞は、これが県政との関連を有するとは直ちに解し難く、上記支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる。Q 議員作成の陳述書によれば、狂言公演が県民にどのように受け入れられているかを調査するために狂言を鑑賞したとのことであるが、その目的達成のために自らが狂言公演を鑑賞する必要性がどの程度あるのか疑わしいといわざるを得ず、県政に関する具体的な調査研究が現にされたとか、それが予定されていたなどの事情は認められない。そうすると、上記支出は、本件使途基準に適合しない違法な支出といふべきである。

⑨【会派提出意見】

会派分と個人分の区分のあり方の見直しについて

現行制度における会派分と個人分の区分は、実務上その境界が不明確な場面が多く運用の煩雑さを招いている。

特に会派分は、会派ごとの運用ルールのばらつきや返還率の高さから、政務活動費本来の役割を十分に果たせていない状況にある。

また、議員活動は会派と個人が一体的に行われることが多く、現行の区分の必要性については再検討が必要である。

については、実態に即した柔軟かつ効果的な活用が可能となるよう、区分の見直しを行うべきと考える。

(自由民主党)

【自由民主党持ち帰り事項】

会派分の政務活動費については、現行ガイドラインに議員分との使途の区分について特段の記載はなく、会派に所属する議員に調査研究活動や広聴広報活動を委ねることを含め、その使途については柔軟に各会派に委ねられているというのが現状です。

それを踏まえ、「会派分と個人分の区分のあり方の見直しについて」の御意見について、改めて整理をお願いいたします。

【自由民主党における再整理】

会派分と議員分の具体的な使途については、現行制度においても、会派の意思決定と責任の下で柔軟に運用できることが確認されました。このため、現時点ではガイドラインの見直しは行わず、会派分の活用方法について、会派内で改めて整理・共有することが適当と考えます。

参考

【他都道府県の状況】

・各都道府県の条例を確認したところ、政務活動費の交付対象の状況は、以下の表のとおりです。

交付対象	都道府県の数
会派及び議員	19 道府県
会派のみ	17 都県
議員のみ	8 県
「会派」、「議員」、「会派及び議員」の選択制	3 県

・公表されている各都道府県のガイドライン等を確認したところ、会派及び議員を交付対象としている場合には、以下のとおり、6 県がそれぞれの区分等について記載していました。

山形県

「会派交付額」と「議員交付額」の配分について、以下のとおり記載されています。

会派に交付された政務活動費の議員個人への配分

会派に交付された政務活動費を単純一律に議員個人に配分することは適当ではないが、会派が計画し実施する調査研究事業を関係議員に分担させるため、会派から議員に対し必要な経費を支弁することはありえる。その場合、当該経費の収支について議員から会派に報告し、残額は会派に返還する必要がある。

議員に交付された政務活動費を用いての会派としての活動

会派に所属する議員が共同して調査研究を行う場合や、会派の事務局に調査等を依頼するといった場合には、議員から会派に対し所要額を拠出することはありえる。（人件費についても同様。）その場合、個人に係る政務活動費として収支を明確にしておく必要がある。

山梨県

- ・会派の政務活動について、「会派の政務活動を会派所属議員が分担して実施する場合は、総会での決定など会派としての意思決定を行う必要があり、また、役割を受け持った議員は、活動終了後、会派に対して一定の報告を行う必要があります。」と記載されています。
- ・「経費についての運用指針等」が、議員の場合、会派の場合に分けて記載されています。

（例）

- ・「議員の場合」にのみ、「調査研究費」の「充当可能な例」に「山梨県議会議員連盟が行う視察等調査研究」を記載
- ・「議員の場合」にのみ、「事務費」の「運用指針」として、「自動車の維持管理費」、「備品（購入費・リース料）、通信費、消耗品の按分」及び「自動車のリース」について記載

大阪府

- ・「使途基準の考え方」が、「会派に交付する政務活動に要する経費」、「議員に交付する政務活動に要する経費」に分けて記載されています。

（例）

- ・「会派に交付する政務活動に要する経費」の各経費に共通する事項として、「所属議員も含むこととし、議員が主体的に行う会派の活動に対する支援を行うことも可能とする」と記載
- ・「会派に交付する政務活動に要する経費」の「会議費」について、「会派が行う「各種会議」に「会派としての庶務的事項を協議決定するための会議も含まれる」旨を記載

奈良県

- ・「使途基準の考え方」が、会派分、議員分に欄を分けて記載されています。

(例)

- ・「会派分」について、ガソリン代及び自動車関係経費を対象外としている
- ・「会派分」の「広聴広報費」における「広報誌等」について、「所属議員を通じる会派の広報活動は実費弁償とする。」及び「議員への委託方式をとる場合は、契約書作成及び精算手続きを行うこととする。」と記載

島根県

- ・「政務活動の手引き」が会派交付分と議員交付分に分けて作成されています。

(例)

- ・「会派分」の「調査研究費」における「自動車リース料」について、「一般的には会派による車のリース使用は想定していないが、所属議員が1人の会派の場合等は、按分による充当が可能である。」と記載
- ・「会派分」の「広聴広報費」における「留意点」として、「当該資料に政党や後援会活動等の内容が含まれている場合には、印刷費、送料とも合理的な割合で按分すること。」という記載があるなど、各経費の「留意点」や「充当できないもの」に「政党」に係る記載がある

高知県

「政務活動費を充当できる具体的な経費の例示」及び「使途基準の詳細」が、会派の場合、議員の場合に分けて記載されています。

(例)

- ・「会派の場合」にのみ、「会議費」の「具体的な経費の例示」として、「会派勉強会等開催費」及び「関係団体との意見交換会経費」を記載
- ・「会派の場合」の「共通の留意事項」では、「領収書等の宛先は、原則会派の代表者とする。」と記載している一方、「議員の場合」では、「領収書等の宛先は議員本人とする。」と記載

【裁判例等】

- ・全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方参考資料」（平成30年12月）では、「会派が行う」調査研究活動について、最高裁判所の判例を挙げ、以下のとおり記載しています。

「会派が行う」調査研究活動について

- ・本件使途基準(注：条例施行規則)にいう「会派が行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解すべきである。
- ・そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである(最判平成21年7月7日 平成19年(行ヒ)第170号)。

(注) は全議事務局によるものである。

政務活動に係る懇親会等での議員の飲食費の取扱い 都道府県比較

※公表されている各都道府県のガイドライン等の確認、電話での聴き取りにより、議会事務局で作成

	政務活動に係る懇親会等での議員の飲食費の計上	上限額（１人１回当たり）	備考
北海道	条件付きで可	・会議等における昼食は、1,500円、夕食は3,000円 ・会合に関係する飲食は10,000円	社会通念上許容される範囲のものとする。
青森県	不可		
岩手県	条件付きで可		飲酒を伴う会合への参加に要する経費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められることを前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要。
宮城県	条件付きで可	飲酒を伴う場合の会費として充当できる金額は、会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限とする	政務活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会で、会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は、次に掲げる例を除き充当できないものとする。 ① 研修会、研究会等で外部講師を呼んでいる場合 ② シンポジウム ③ 異業種交流会 ④ 公的性格を有する経済団体や福祉団体等との意見交換会
秋田県	条件付きで可	10,000円	政務活動としての会議や研修会等と一体性・連続性のある場合に限り、政務活動費の対象経費とすることができる。 ただし、以下の懇談会費は政務活動費の対象外とする。 ①バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での懇談会費 ②議員同士の懇談会費 ③議員と県職員のみでの懇談会費 ④会派、議員個人、議員のみで構成される団体が自ら開催する懇談会費 ⑤開催通知等に会費の明記がない懇談会費
山形県	条件付きで可	5,000円	・政務活動としての研修会との一体性があり、その内容も講師や他の参加者との情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限る。 ・会派及び議員間の懇談に要する経費には支出できない。
福島県	条件付きで可		懇談会等が酒食を伴う場合は、政務活動費の対象として支出することが適当でないと考ええる。 ただし、研修会とこれに引き続く懇談会等における会費が切り離せない場合は、例外的に支出できると考える。
茨城県	条件付きで可	・会議等における弁当代等 3,000円 ・会合等における飲食 5,000円	政務活動のため主催又は参加する視察・研修・講演会等と一体性のある飲食等の経費に支出できる。
栃木県	条件付きで可		会合の個々具体的な内容や実態（飲食・会食を主目的としているか否か等）により判断。
群馬県	条件付きで可	・会議等における弁当代 3,000円 ・会合等における飲食 5,000円	政務活動のため主催又は参加する視察、研修（会議）等と一体性のある飲食等の経費に充当できる。
埼玉県	条件付きで可	10,000円	主催する各種団体等の通知等の書類が整っていることが必要。
千葉県	不可		
東京都	不可		

	政務活動に係る懇親会等での議員の 飲食費の計上	上限額（１人１回当たり）	備考
神奈川県	条件付きで可	・ 昼食代は1,500円程度、夕食代は3,000円程度 ・ 会費として飲食部分と不可分の場合は、10,000円	・ 政務活動を目的として開催又は参加する会議や会合等と一体性・必然性があり、飲食の場所、内容等が社会通念上妥当なものである場合に限る。 ・ 会派単位及び他会派との会議に要する飲食費に政務活動費を充当することはできない。
新潟県	条件付きで可		・ 意見交換を目的とした会合に付随する（連続した）懇談会等の会費については、社会通念上妥当と考えられる範囲の額を充当することができる。 ・ 飲食が主である会合や会派又は議員間の懇談会等の会費には充当できない。
富山県	条件付きで可		会派（議員）が所属していない団体等が主催する意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り、充当できる。 ・ 飲食を主たる目的とした各種会合、会派や議員間の懇談会等の会費へは、政務活動費を充当しない。
石川県	条件付きで可	5,000円	・ 議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適用ものであるかがまず基準になる。 ・ 国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員同士の懇談会は不可。
福井県	条件付きで可	10,000円	・ 意見交換を目的とした会議等に付随する懇談会が対象。 ・ 懇談会費の負担がある場合、開催通知（会議資料）および領収書が必要。
山梨県	条件付きで可	5,000円	研修会、会議等に付随する懇談会であって、会費の額が明確かつ社会通念上妥当な範囲の場合に限る。
長野県	不可		
岐阜県	条件付きで可	会議弁当 3,000円 懇親会経費 5,000円	政務活動との一体性・関連性が必要であり、かつ、会費の支出先となる団体の活動内容やその金額、参加者、実施形態、開催場所等が「社会通念上妥当な範囲のものであること」等が必要。
静岡県	条件付きで可	5,000円	当該団体の活動内容や実態が政務活動に適用のものであり、会派（議員）が所属しない他団体の主宰する懇談会等の参加費については、実質的な意見交換が中心である場合に充当が可能。
愛知県	条件付きで可	10,000円	・ 会議等に伴う会食等については、会議等と一体性・必然性を持つものに限る。 ・ 議員のみで開催する会議等での食事代には、特段の事情がない限り充当できない。ただし、飲物代に充当することは差し支えない。
三重県	不可		
滋賀県	不可		なお、「調査途中の食事代」には充当可能としており、「昼食時間を挟む活動の場合は充当可能ですが社会通念上、妥当な額の範囲を超えないよう注意してください。」と記載
京都府	条件付きで可	5,000円	政務活動に資する会議等への参加会費が会議に引き続く飲食経費を含み不可分の場合等は、社会通念上の妥当性を超えない範囲で認める。
大阪府	条件付きで可	5,000円	
兵庫県	条件付きで可	・ 他者が開催する会議等における食事代等 5,000円 ・ 各種会合の出席に要する経費 10,000円（参加費の一部に区分不可能な食事代が含まれている場合）	・ 政務活動のために主催又は参加する会議、研修会、講演会及び意見交換会と一体的に付随する行為として提供される食事であって、かつ、食事代として支払いの区分が可能な場合。 ・ 社会通念上、必要かつ相当と認められる手段や範囲であることが必要。

	政務活動に係る懇親会等での議員の 飲食費の計上	上限額（１人１回当たり）	備考
奈良県	不可		
和歌山県	条件付きで可		・研修会、講演会等と一体的に付随する行為として提供される食事であって、かつ、食事代を区分して支払うことが可能な場合は、社会通念上相当と認められる範囲内で充当可。 ・会派内部における会食は充当不可。
鳥取県	条件付きで可	5,000円	会食等を伴う政務活動の目的等を証拠書類に記載するとともに、懇談会等の開催内容が確認できる資料を添付することが必要。
島根県	条件付きで可		・議員が行う政務活動と一体性のある会合等における食事、飲食の提供に係る経費に充当できる。 ・社会通念上妥当と考えられる範囲であること。 ・会派や議員間での懇談・懇親を目的とした会合に要する経費には充当できない。
岡山県	条件付きで可	5,000円	意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額、参加者、実施形態、開催場所等が社会通念上相当な範囲のものである限り、充当することができる。
広島県	条件付きで可		社会通念上必要かつ相当と認められる範囲において、調査研究等活動の目的・内容と、飲食の場所・内容・金額等が、調査研究等活動に伴うものとして適切なものであることが必要。
山口県	不可		
徳島県	条件付きで可		政務活動に資する実質的な意見交換を主目的とした会合に付随又は連続して行われる懇談会であっても、酒類が提供される場合の参加費、会費については、支出するのに適さない。
香川県	不可		
愛媛県	条件付きで可	10,000円	・議員が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇親会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できる。 ・会派や議員間の懇談会等の会費へは充当できない。
高知県	不可		
福岡県	条件付きで可	・政務活動費として開催される昼食会等の経費 2,000円 ・会派における会議の際の昼食代等 1,000円 ・講演会等の参加費で飲食を伴うもの 2,000円	社会通念上妥当な範囲内であること等を前提とした上で、食糧費の支出自体が政務活動としての会議等との一体性がある場合に限り充当できる。
佐賀県	条件付きで可		・その会合の目的が真に政務活動に資するものであって、その参加者、実施形態、金額等が社会通念上妥当な範囲のものであること等を前提とする。 ・他団体が主催する研修会等に付随する（連続する）懇談会に、所属議員等が参加する場合、上記の前提にたつたうえで、政務活動や実質的な意見交換を主な目的とする会合と一体性・連続性のある懇談会については、政務活動費を充当することができる。
長崎県	条件付きで可	7,000円	忘新年会、慰労会等、社会通念上親睦のために開催されるものの参加費については、公的団体の主催で昼間に開催されるものを除き、原則、充当できない。また、参加者が県議会議員及び県職員のための懇親会等の参加費についても充当できない。

	政務活動に係る懇親会等での議員の 飲食費の計上	上限額（１人１回当たり）	備考
熊本県	不可		
大分県	条件付きで可	5,000円	・その会合の目的が真に政務活動に資するものであり、その参加者、実施形態、金額等が社会通念上相当な範囲のものであることを前提とする。 ・上記の前提にたつたうえで、調査研究や実質的な意見交換等を主な目的とする会合と一体性・連続性のある懇談会については、政務活動費に充当することができる。
宮崎県	条件付きで可		政務活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当が可能。
鹿児島県	条件付きで可		研修会等に付随する（連続する）懇談会等の会費については、会費の額が明確に定められ、金額が社会通念上妥当と考えられる範囲に限る。 充当に当たっては、研修会等の主催者が発行する領収書のほか、開催通知・会次第の写しなど、懇談会等が研修会等と付随（連続）して開催されたことを説明できる書類を添付すること。
沖縄県	不可		
集計	35	23	

事務所費の按分の取扱い 都道府県比較

※公表されている各都道府県のガイドライン等の確認により、議会事務局で作成（表記の統一等のため微修正を行っている）

	事務所が政治団体等の事務所を兼ねている場合の事務所費の按分の考え方	事務所が自宅を兼ねている場合の取扱い
北海道	・賃借料、管理運営費（光熱水費、維持管理費）は、使用領域（面積）や使用頻度により按分する。 ・なお、議員と後援会等との間で政務活動と後援会活動との割合を前年度の実態等を踏まえている場合には、毎年度当初に覚書等を取り交わし、それに基づいて按分する。ただし、実績が取り決めを下回った場合には、実績に応じて按分する。 ・ただし、上記により明確に区分することができない場合は、別記の按分率を上限として充当することができる。 ※別記の按分率 政務活動と後援会活動が混在する場合 1/2 政務活動と私的活動が混在する場合 1/2 政務活動と後援会活動及び政党活動が混在する場合 1/3 政務活動と後援会活動及び私的活動とが混在する場合 1/4	・自宅兼用の場合の事務所費（賃借料、管理運営費）には充当できない。
青森県	・事務所の賃借料及び光熱水費等については、使用の実態に合わせ、政務活動が全体の活動（政務活動のほか、後援会活動・政党活動等）に占める割合により按分する。この場合の按分は、使用時間数や使用面積等の合理的な方法による。 ・使用実態に合わせた按分を行うことが著しく困難な場合には、事務所の利用の形態により、活動の目的ごとに均等に按分することができることとする。この場合の按分の方法は、別表の「按分方法（事務所費・事務費・人件費）」によることとする。 ※別表の「按分方法（事務所費・事務費・人件費）」（第三者からの借上げの場合） 政務活動＋後援会活動の場合 1/2 政務活動＋後援会活動＋政党活動の場合 1/3	・事務所の設置が自宅である場合や生計を同一にする親族の所有する家屋の場合の賃借料は、合理的理由がないことから、政務活動費を充当しない。 ・事務所の光熱水費等で自宅等の経費と分離できない場合は、私的部分を1/2、議員全体の活動を1/2とし、さらに議員活動の内容ごとに均等に按分する。 ※自宅の一部を事務所としている場合の光熱水費は、可能であれば別メーターで管理する。
岩手県	・可能な限り外形的な分離・区分を示す区切りなどを設ける等、分離独立させることが望ましいが、明確に分離契約ができない実情にある場合、賃借料については、議員事務所と判断できれば、契約名義にとらわれず、使用領域（面積）、使用内容により按分する。光熱水費は、基本料金を含め使用頻度又は使用領域（面積）で按分する。 ・合理的な方法による按分が困難な場合には、按分率の上限を1/2にすることとしている。 なお、事務所費において、1/2を超える按分率で政務活動費を充当した場合には、その積算根拠を明確にしておく必要があることから、合理的な方法による按分を確認できる証拠書類を提出することとしている。	・自己所有（家族名義を含む）物件、自宅を事務所として使用する場合、賃借料に政務活動費を充当することは適当ではないとし、光熱水費及び電話代等通信費について政務活動費を充当する場合は、家族用と分離する必要があるとしている。
宮城県	・事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約は、可能な限り分離することが望ましい。 ・分離して賃貸借契約することが難しい場合、議員と後援会が共同で契約する方法や、いずれかが契約主体となり、各々の負担割合を覚書等で明確にしておく方法がある。 ・手続的に困難な場合は、現に政務活動に充てられている実態に応じて按分する。 ・賃借料については、議員事務所と判断できれば、契約名義にとらわれず、使用領域（面積）按分）・使用内容により支出可能である。 ・光熱水費は、基本料金を含め、使用頻度又は使用領域（面積）で按分する。 ・政務活動とそれ以外の活動の経費を実績で按分すべきと考えるが、現実の実績の把握が困難と思われるので、(イ)又は(ロ)による充当も可とする。 (イ) 毎年度当初に議員と後援会等との間で政務活動と政党活動や選挙活動、後援会活動等政務活動以外の活動との割合を取り決め、覚書等の形で明記しておき、それに基づいて支出する。 (ロ) 政務活動費での負担割合を1/2以内とする。 ※1/2を超える充当には合理的な理由を明記	・居住スペース（自宅）と事務所を面積按分した上で、活動実績割合等により按分して、充当額を算出する。 ・按分割合が明確にできない場合は、政務活動費での負担割合を1/4以内とする。 ※1/2を超える充当には合理的な理由を明記 ※事務所が自己所有又は生計を一にする親族の所有である場合の事務所賃借料には充当不可。
秋田県	・議員が事務所を政務活動で使用する場合に、他の活動と渾然一体となっている場合や他の活動で事務所の一部を使用する場合には、合理的な割合で按分し、政務活動に要した経費相当額を政務活動費から支出することができる。 ・合理的な割合による按分が困難な場合は、按分割合の上限を1/2とする。 ・なお、按分しない場合は、政務活動にのみ使用していることを示す書類を添付する。	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※議員、配偶者又は親族が所有する建物の一部又は全部を事務所としている場合は、政務活動費からの賃借料を支出することはできないとしている。

	事務所が政治団体等の事務所を兼ねている場合の事務所費の按分の考え方	事務所が自宅を兼ねている場合の取扱い
山形県	・他の活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合、基本料金を含め、使用頻度、使用領域（面積）等で按分する。 ・他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を1/2とした範囲内で適切な方法により経費を按分する。	・自宅兼用の場合は、他の活動に係る部分と明確に区分できない場合の按分の上限を1/4としている。 ※自己、配偶者又は生計を一にする親族が所有する事務所の賃借料の支出は認められない。
福島県	・議員が事務所を政務活動で使用する場合に、他の活動と渾然一体となっている場合や他の活動で事務所の一部を使用する場合には、合理的な割合で按分し、政務活動に要した経費相当額を政務活動費から支出することができる。 ・合理的な割合による按分が困難な場合は、按分割合の上限を1/2とすること。 ・なお、按分しない場合は、政務活動にのみ使用していることを示す書類を添付する。	・政務活動の拠点として、自宅等自己所有物件（生計を一にする親族名義を含む。）又は議員が代表役員を務める法人が所有する物件に対し、賃借料を政務活動費から支出することは、適当ではない。 ・一方、光熱水費については、明らかに事務所名義で分離されているものにあつては、按分の考え方により、要した経費の1/2以内で政務活動費から支出できる。
茨城県	・当該事務所が後援会事務所や政党事務所等を兼ねるなど、政務活動とそれ以外の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について 政務活動費として支出できる。	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※自己の所有物件の場合、賃借料は充当不可。管理費への充当は慎重な対応が必要（第三者に対する場合は支出できる）。
栃木県	・一つの経費に政務活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合は、合理的に説明できる場合はその割合で按分する。（事務所費については、①使用実績（活動時間）による按分、②使用領域（面積）による按分を例示。） ・なお、合理的に説明することが困難な場合は次に掲げる割合1/2を上限に按分できるものとする。	・自宅兼事務所の維持管理費については、合理的に説明困難な場合の按分割合の上限を1/4としている
群馬県	・当該事務所が後援会事務所や政党事務所等を兼ねるなど、政務活動とその他の議員活動とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額について充当できる。	・私的活動が混在する場合（自宅経費と分離できない場合）は、経費のうち合理的に説明できる割合又は1/4を上限とする適切な額で按分する。 ※議員本人及び生計を一にする親族等からの賃借は認められない。
埼玉県	・事務所費に特化した按分の考え方については、記載なし。 ・政務活動費全体に係る基本的な原則として、「政党活動や後援会活動等と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。」としている。	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※賃借料は、自己の所有物件には充当できない。
千葉県	・会派及び議員の活動は政務活動以外の諸活動と渾然一体で行われているような場合においては賃借料・維持管理費に、合理的に説明のつく按分比を乗じた上で政務活動費を充てなければならない。按分の方法としては、原則として「時間」または「面積」によるものが考えられる。 ・合理的な説明が困難な場合は、所有・使用の形態に応じて、表に示す率を按分比の上限とする。 ※表に示す率（第三者所有の場合） 政務活動＋政務活動以外の活動が1つ 1/2 政務活動＋政務活動以外の活動が2つ 1/3	・自宅兼用事務所の賃借料は、按分の合理的な説明が困難な場合には、充当不可。 ・自宅兼用事務所における維持管理費（光熱水費等）については、按分の合理的な説明が困難な場合、私的活動が1/2として残る1/2を活動数に応じて按分する。 ※自己所有物件及び生計を一にしている親族の所有物件の賃借料には政務活動費を充てることができない。
東京都	・当該事務所が後援会事務所や政党事務所等を兼ねるなど、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2 を上限とする割合で適切に按分した額について政務活動費として支出できる。	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※自己の所有物件に係る事務所費については、充当することができない。

	事務所が政治団体等の事務所を兼ねている場合の事務所費の按分の考え方	事務所が自宅を兼ねている場合の取扱い
神奈川県	・一の事務所が政務活動事務所と他の事務所を兼ねている場合又は他の事務所の一部を政務活動事務所として間借りしている場合は、使用面積等により賃借料を按分するものとする。 ・なお、賃借料以外の光熱水費等については、政務活動費全体に係る考え方として、「政務活動費の交付を受けた会派及び議員がそれぞれの責任において、当該会派及び議員の活動の実態に応じ、次の按分方法(例)を参考にしながら、合理的な按分を行うものとする。」としている。 ※按分方法(例) 政務活動(A) / 政務活動(A) + 政党活動・選挙活動・後援会活動(B)	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※事務所が議員本人、1親等の親族又は生計を一にする親族の所有物(共有を含む。)である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできないものとする。
新潟県	・後援会事務所と併設している場合の賃借料及び光熱水費等の維持管理経費は、使用面積の割合や活動実績の割合など合理的な比率で按分した額を充当する。	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※自己又は親族が所有する事務所に係る賃借料は充当できない。ただし、光熱水費等の維持管理経費は、使用面積の割合や活動実績の割合など合理的な比率で按分した額を充当できる。
富山県	・会派及び議員の活動は、政務活動と他の活動が混在しており、かつ、個々に異なるため、それぞれの活動の実態に応じて、次のような方法その他合理的な方法により事務所費を按分するものとする。 (ア) 使用量(推計)の割合による按分 政務活動専用のものを除き、使用量(推計)の割合により事務所費を按分する。 (イ) 協定書(覚書)等に基づく按分 ・事務所が政治団体(後援会)事務所を兼ねている場合等において、会派(議員)と政治団体(後援会)との間で事務所費の負担割合についての協定書(覚書)を交わして、この割合に基づき事務所費を按分し、その協定書(覚書)の写しを添付するものとする。 ・政務活動費を経費の按分により充当する場合の割合は、専ら政務活動のために使用する場合及び勤務実績表等客観的なデータにより政務活動に係る割合と他の活動に係る割合を明確に区分できる場合を除き、1/2を上限とする。	・住居等を兼ねた事務所については、賃借料、上下水道料金及び電気料金へは政務活動費を充当しないものとする。
石川県	・充当額は事務所の形態に応じて判断し、下記基準を上限とする。その際、事務所費の充当は、活動実績に応じて合理的に説明可能な範囲で按分割合を適用すること。 ※下記基準 政務活動事務所 + 政治団体事務所 1/2	・住居等を兼ねる場合、賃借料、上下水道料金への充当は不可。 ・光熱費の充当は、下記基準を上限とする。 ※下記基準 政務活動事務所 + 住居等 1/2 政務活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等 1/3
福井県	・方法① 政務活動の使用面積の割合で按分 ・方法② 事務所使用時間実績報告書により使用時間で按分 ・方法③ 使用実態に応じた按分(①または②)が困難な場合は、政務活動とその他の活動数により按分	・自宅兼事務所の場合、自宅全体(共用部分を除く私的部分)における、議員活動の使用面積で按分する。(必須) (以下、議員活動部分については、左記の方法①～③と同様。) ※議員本人及び生計を一にする親族が所有する事務所等への賃借料に政務活動費を充当することはできない。
山梨県	・議員の活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務活動費の充当にあたっては、各活動の実績に応じて按分し充当する必要がある。ただし、議員の活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくこと。 ・事務所を住居や後援会などと共用する場合、可能な限り事務所の賃貸契約、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、手続的に困難な場合は、現に政務活動に当てられている実態に応じて按分する。 ・実態により明確に按分ができない場合は次の割合を限度として充当することができる。 ※次の割合 第三者所有で、政務活動費、後援会活動等で使用している場合 1/2	・自宅兼用の事務所にあつては、賃借料及び上下水道料金は充当しない。 ・光熱費について、実態により明確に按分ができない場合は次の割合を限度として充当することができる。 ※次の割合 政務活動のみで使用している場合 1/2 政務活動、後援会活動等で使用している場合 1/4

	事務所が政治団体等の事務所を兼ねている場合の事務所費の按分の考え方	事務所が自宅を兼ねている場合の取扱い										
長野県	・会派（議員）活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務活動費の充当にあたっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。ただし、会派（議員）活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの会派(議員)の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとする。 ・事務所を後援会及び住居等と共用する場合可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、手続き的に困難な場合は、現に政務活動に当てられている実態に応じて按分するものとする。 ・事務所の形態に応じた費目別の政務活動費充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準を以下のとおりとする。 政務活動事務所＋政治団体事務所 1/2	・住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務活動費を充当しないものとする。 ・光熱費の政務活動費充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準を以下のとおりとする。 政務活動事務所＋住居等 1/2 政務活動事務所＋政治団体事務所＋住居等 1/4										
岐阜県	・充当にあたっては、賃貸物件の使用実態にあわせ、按分等する必要がある。 ・使用実態による按分が難しい場合の充当率は次のとおり。 政務活動と他の一つの活動とが共存する場合 1/2 政務活動と他の二つの活動とが共存する場合 1/3 政務活動と他の三つの活動が共存する場合 1/4 政務活動と他の四つの活動とが共存する場合 1/5	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※議員本人及び生計を一にしている親族の所有物件の場合は、政務活動費を充当することはできない。										
静岡県	・会派又はその所属議員の活動は政務活動と他の活動(後援会、政党活動)が渾然一体となっていることから、事務所費（賃借料、光熱水費、維持管理費等）への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実績に応じて按分充当する。 ・光熱水費は、別メーターで管理することが望ましいが、これによりがたい場合は、使用実態に応じて按分する。 ・賃借料及び維持管理費等の経費は、使用実態に応じて按分する。 ・又は充当限度割合による按分により充当する。 ※充当限度割合 <table><tr><td>政務活動（1/2）＋私用（1/2）</td><td>1/2</td></tr><tr><td>政務活動(1/2)＋後援会活動(1/2)</td><td>1/2</td></tr><tr><td>政務活動（1/3）＋後援会活動（1/3）＋政党活動（1/3）</td><td>1/3</td></tr><tr><td>政務活動（1/4）＋後援会活動（1/4）＋私用（1/4）</td><td>1/4</td></tr><tr><td>政務活動（1/6）＋後援会活動（1/6）＋政党活動（1/6）＋私用（1/2）</td><td>1/6</td></tr></table>	政務活動（1/2）＋私用（1/2）	1/2	政務活動(1/2)＋後援会活動(1/2)	1/2	政務活動（1/3）＋後援会活動（1/3）＋政党活動（1/3）	1/3	政務活動（1/4）＋後援会活動（1/4）＋私用（1/4）	1/4	政務活動（1/6）＋後援会活動（1/6）＋政党活動（1/6）＋私用（1/2）	1/6	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※自己所有物件及び生計を一にしている親族の所有物件の賃料、使用料、分担金の支払に政務活動費は充当できないものとする。なお、光熱水費及び電話代等通信費には充当できるが、家族用と分離することが望ましい。
政務活動（1/2）＋私用（1/2）	1/2											
政務活動(1/2)＋後援会活動(1/2)	1/2											
政務活動（1/3）＋後援会活動（1/3）＋政党活動（1/3）	1/3											
政務活動（1/4）＋後援会活動（1/4）＋私用（1/4）	1/4											
政務活動（1/6）＋後援会活動（1/6）＋政党活動（1/6）＋私用（1/2）	1/6											
愛知県	・事務所費に特化した按分の考え方については、記載なし。 ・政務活動費全体に係る按分の考え方として、「政務活動費の対象となる活動とそれ以外の活動とを分け、それぞれの経費を分離することが望ましいが、それが困難な場合は、活動に要した費用の全額を、各活動の実績に応じて按分し、充当することとする。」としている。	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※自己（生計を一にしている親族を含む。）又は自己が実質的に支配する法人が所有する事務所の賃借料相当を計上することは認められない。										
三重県	・政務活動の事務所と、同一住所の政治団体が複数存在する場合においては以下のとおりとする。 ア．事務所費 （ア）事務所賃貸料は、政治団体数と政務活動の事務所の合計数で按分。 （イ）事務所賃貸料を議員において説明できる合理的理由により（ア）以外の方法で按分した場合は、按分の根拠となる合理的な理由を別紙にまとめ添付する。 イ．事務所関連経費 光熱水費等の維持管理費及び事務所関連経費は、政治団体の活動実態を勘案し、議員において説明できる合理的理由により按分。 この場合、按分の根拠となる合理的な理由を別紙にまとめ添付する。 ただし、合理的理由が無い場合は政治団体数と政務活動の事務所の合計数で按分。	・自宅に政務活動等の事務所（政務活動と複数の政治団体）と併設している場合、基本的に、「自宅用(1/2)」とし、残りの「1/2」を左記の按分の考え方により按分する。										
滋賀県	・後援会や政党活動等にかかる部分がある場合は、経費を按分して計上する。 ・全体の経費の按分についての留意事項として、「政務活動と政務活動以外の活動が混在している経費については、活動実態の根拠となる資料などから経費の区分を明確にし、その率で按分するなど、活動実態に応じて政務活動費を充当してください。但し、それぞれの活動の比率が把握できないなど合理的な区分が難しい場合は、政務活動費の充当は、当該経費の2分の1が上限となります。」としている。	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※自己所有（生計を同一にする家族名義を含む）の不動産を事務所として使用し、賃借料を政務活動費から支出することは、充当に適さない。										

	事務所が政治団体等の事務所を兼ねている場合の事務所費の按分の考え方	事務所が自宅を兼ねている場合の取扱い
京都府	・ 賃借料（駐車場を含む。） - ア 政務活動に要した事務所の使用領域（面積等）、使用時間等により按分 - イ 政務活動の割合(使用領域等)が明らかでない場合 1/2 ・ 光熱水費等 - ア 政務活動に要した事務所の使用時間、使用割合、使用領域（面積）等により按分 - イ 政務活動の割合（使用割合等）が明らかでない場合 1/2	・ 自宅又は議員若しくは生計を一にする親族等の個人所有の事務所に対する賃借料は対象外 ・ 駐車場賃借料については、さらに1/2を乗じて算出（私的使用分も含めて、左記アにより按分する場合を除く。）。 ・ 個別メーターがない場合の光熱水費等については、さらに事務所の占有割合を乗じて算出（私的使用分も含めて、上記アにより按分する場合を除く。）。
大阪府	・ 政務活動の使用実態に応じて按分する。 ・ 光熱水費は、別メーターで実績又は使用実態に応じて按分する。 ・ 維持管理費など日常維持運営に必要な経費は、面積区分などで実態按分する。 ・ 使用実態で按分することができない場合の充当限度割合（第三者所有の場合）は、次のとおり。 政務活動＋後援会活動 1/2 政務活動＋後援会活動＋政党活動 1/3	・ 自宅兼用の場合、使用実態で按分できない場合は、賃借料には充当不可。 ・ 自宅兼用の場合、使用実態で按分することができない場合の光熱水費、維持管理費の充当限度割合は、次のとおり。 政務活動＋後援会活動 1/4 政務活動＋後援会活動＋政党活動 1/6 ※自己所有物件及び生計を一にしている親族の所有物件の賃料ないし使用量、分担金の支払に政務活動費を充当することはできない。
兵庫県	・ 事務所費の賃料・光熱水費については、a,bいずれかの方法によること。 - a 共通案分率を適用 1/2（第三者所有の場合） - b 使用実態による充当 - 政務活動に要した時間或使用面積等により、使用実態を文書で明確に説明できる場合に限る。	自宅兼用の場合、左記aにおいて、賃借料は充当不可、光熱水費は1/4となる。
奈良県	・ 事務所の賃借料は、政務活動に要した時間或使用面積等により使用実態を明らかにし、適切に充当する。	・ 事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※自己所有物及び配偶者又は3親等以内の親族、又は同一生計者の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支出への充当は認めない。
和歌山県	・ 契約名義にかかわらず、賃借料は使用面積、光熱水費は基本料金を含め使用頻度又は使用面積で按分する。 ・ いずれも実績の把握が困難な場合は、併設する事務所又は他の目的の活動の数を勘案して按分する。	・ 自宅に政務活動事務所を設置している場合は、メーターを分離するなど私用分と政務活動事務所分を分けて料金を算出する。各々の使用量の把握が困難な場合は、基本料金を含め1/2を限度に按分する。他の目的の事務所又は活動を兼ねる場合は、1/2をさらに併設する事務所又は他の活動の数を勘案して按分する。 ※議員本人又は議員と生計を一にする親族等が所有する物件の賃借料及び駐車場代 充当に適しない。
鳥取県	・ 経費については、政務活動に使用する範囲内において充当することができる。この場合、事務所の形態を勘案の上、使用の実態に応じ按分すること。 ・ なお、使用の実態を明確に区分できない場合は、事務所費として支出した額の1/2を上限とする。 ※使用実態に応じて按分する場合は、使用実績簿（使用時間割の場合）、事務所図面（使用面積割の場合）などの根拠資料を作成しておくこと。	・ 自宅、自己所有物件（生計を一にする親族名義含む）を事務所として使用する場合は賃借料は、政務活動費の対象外とする。
島根県	・ 後援会事務所と併用している場合は、合理的な割合で按分する。 ①後援会事務所や政党支部事務所等との併用の場合は、可能な限り賃貸借契約、ガス、水道、電気、電話等の契約を分離することが望ましい。 ②後援会名義等で賃借し、後援会等業務に使用している事務所を、政務活動にも使用する場合、政務活動を行う事務所と判断できれば充当可能とするが、毎年度当初に議員と後援会等との間で、使用契約書、覚書又は協定書等の形で明記しておき、それに基づいて支出すること。	・ 名義に関わらず、自宅の場合は、賃借料の支出はできない。 ・ 光熱水費は、家族用と契約を分離するか、按分により支出する。 ・ 自宅に事務所を併設している場合の光熱水費のうち、水道代、下水道代、ガス代は、生活に係る使用が大部分であるため、実態に応じて按分する。

	事務所が政治団体等の事務所を兼ねている場合の事務所費の按分の考え方	事務所が自宅を兼ねている場合の取扱い										
岡山県	・事務所費等の按分に当たっては、政務活動とその他の活動の活動実績(事務所賃借料にあっては面積等)に応じて按分することを原則とするが、下表により均等に按分することもできるものとする。 ※下表（第三者からの借上げの場合） <table><tr><td>政務活動＋後援会活動</td><td>1/2</td></tr><tr><td>政務活動＋後援会活動＋政党活動</td><td>1/3</td></tr></table> ※後援会事務所や政党支部事務所等との共用の場合は、可能な限り賃貸借契約、ガス、水道、電気、電話等の契約を分離することが望ましい。 ※後援会名義等で賃借し、後援会等業務に使用している事務所を、政務活動にも使用する場合、政務活動を行う事務所と判断できれば充当可能とするが、毎年度当初に議員と後援会等との間で、使用契約書、覚書又は協定書等の形で明記しておき、それに基づいて支出すること。その場合は、後援会等からの請求書・領収書のほか、全体額が明らかになる書類を整える必要がある。	政務活動＋後援会活動	1/2	政務活動＋後援会活動＋政党活動	1/3	・名義に関わらず、自宅の場合は、賃借料の支出はできない。また、その他自己所有物件についても、賃借料の支出はできない。 ・光熱水費は、家族用と契約を分離するか、按分により支出する。 ・自宅等に事務所を置く場合の光熱水費等の按分については、政務活動とその他の活動の活動実績に応じて按分することを原則とするが、下表により均等に按分することもできるものとする。 ※下表 <table><tr><td>政務活動のみ</td><td>1/2</td></tr><tr><td>政務活動＋後援会活動</td><td>1/4</td></tr><tr><td>政務活動＋後援会活動＋政党活動</td><td>1/6</td></tr></table>	政務活動のみ	1/2	政務活動＋後援会活動	1/4	政務活動＋後援会活動＋政党活動	1/6
政務活動＋後援会活動	1/2											
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1/3											
政務活動のみ	1/2											
政務活動＋後援会活動	1/4											
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1/6											
広島県	・さまざまな側面を併せもつ活動については、経費の区分を行い、また活動実態に応じて比率を定め、按分をして経理する必要がある。 ・後援会事務所等と共用する場合は、可能な限り、事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分離することが適当であるが、手続きが困難な場合は、使用する面積や時間等を勘案し現に政務活動に充てられている実態に応じて按分する。 ・按分割合が明確でない場合は、1/2を限度とする。	・議員の自宅を事務所として使用する場合には、借り上げ費用を充当しないものとする。										
山口県	・後援会事務所と併用している場合は、合理的な割合で按分する。（活動実績割合による按分、使用面積による按分を例示） ・按分割合は、1/2を上限とする。	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※自己が所有する事務所に対する賃借料には充当できない。										
徳島県	・当該事務所が政党事務所や後援会事務所等を兼ねるなど、政務活動とその他の議員活動（政党活動、後援会活動等）とが混在する場合、合理的に説明できる場合はその割合で、合理的に説明することが困難な場合は、第三者所有の場合、原則1/2を上限とする割合で適切に按分するものとする。 ※合理的に説明できる場合 ・事務所賃料 政務活動政治団体活動及びその他活動の全時間に占める政務活動の割合（政務活動従事時間数）を書面で明確に説明できる場合 ・光熱水費 別メーターや子メーターが設置されており、政務活動、政治団体活動及びその他活動の全時間に占める政務活動の割合（政務活動従事時間数）を書面で明確に説明できる場合	・自宅兼用の場合、賃料には充当不可。 ・自宅兼用の場合の光熱水費・維持管理費については、合理的に説明することが困難な場合は、1/4又は使用面積割合のどちらか低い方を上限とする割合で適切に按分する。										
香川県	・政務活動とそれ以外の活動で使用されている事務所の経費は、政務活動での使用面積等の実績により按分して充当するが、事務所を政務活動に使用した実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を1/2以内とする。 ・他に後援会事務所があることや、事務所に政務活動専従職員を配置し、政務活動専用を使用している事務所であることが確認できる場合であれば全額充当することも可能であるが、慎重な取り扱いが必要。	・住居を兼ねた事務所の上水道料金については、政務活動費の充当は不適切。 ※議員本人又は議員と生計を一にする２親等以内の親族（配偶者を含む）所有の不動産の賃借料については、政務活動費の充当は不適切。										
愛媛県	・議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている場合もあることから、事務所費への政務活動費の充当にあたっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。ただし、議員活動は個々で異なるため、一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとする。 ・事務所費の按分方法は次のとおり。 （ア）基本的な按分率 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例を以下のとおりとする。（面積割、時間割、活動人数割等で、総合的に勘案） 政務活動（Ａ％）／政務活動（Ａ％）＋政務活動以外の活動（Ｂ％） （イ）充当限度額 政務活動費充当限度額(按分率の打ち切り上限)の基準を1/2とする。	・住居等を兼ねる事務所の賃借料には充当不可。 ・政治団体事務所等及び住居等を兼ねる事務所の光熱水費の政務活動費充当限度額（按分率の打ち切り上限）は、1/3とする。										

	事務所が政治団体等の事務所を兼ねている場合の事務所費の按分の考え方	事務所が自宅を兼ねている場合の取扱い
高知県	・議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所及び宿所経費への政務活動費の充当にあたっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員活動に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとする。 ・事務所を後援会及び住居等と共有する場合、可能な限り事務所の賃貸借契約書、電話、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、手続き的に困難な場合は、現に政務活動に充てられている実態に応じて按分するものとする。 ・使用実態で按分することができない場合の事務所費充当上限額は次のとおり。（第三者所有の場合） 政務活動費＋後援会活動 1/2 政務活動費＋後援会活動＋政党活動 1/3	・自宅兼用の事務所の場合、賃借料、光熱費については、自宅の割合を1/2とし、残りを按分する。（ただし、自己所有の場合は賃借料への充当は不可。） ・自宅兼用の事務所の場合、上下水道代については、自宅での使用が大部分と考えられるので充当しない。
福岡県	・政務活動を行う事務所が、自宅や議員事務所等の兼用である場合は、その実態に応じて、適切な割合により、按分し、政務活動費を充当するものとする。なお、政党、後援会名義等で賃借し、政党、後援会業務に使用している事務所を、会派又はその所属議員の政務活動業務にも使用する場合は、会派又はその所属議員と政党、後援会等との間で使用料等を明記した契約を結ぶこと。 ・使用実績で按分することができない場合の充当限度割合は、次のとおり。 政務活動専用事務所＋議員事務所等 1/2	・住居兼用の場合で使用実績で按分することができない場合には、賃借料、上下水道代には充当不可。 ・住居兼用の場合で使用実績で按分することができない場合の光熱費の充当限度割合は次のとおり。 ・政務活動専用事務所＋住居 1/2 ・政務活動専用事務所＋議員事務所等＋住居 1/3
佐賀県	・会派（議員）活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務活動費の充当にあたっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。ただし、会派（議員）活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの会派（議員）の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとする。 ・事務所を後援会及び住居等と共用する場合、可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス等の契約を分離することが望ましいが、手続き的に困難な場合は、現に政務活動に当てられている実態に応じて按分するものとする。 ・事務所経費への政務活動費充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準は以下のとおり。 政務活動事務所＋政治団体事務所 1/2	・住居等を兼ねた事務所の賃借料へは政務活動費を充当しないものとする。 ・住居等を兼ねた場合の光熱水費への政務活動費充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準は以下のとおり。 政務活動事務所＋住居等 1/4 政務活動事務所＋政治団体事務所＋住居等 1/4
長崎県	・事務所費への充当に当たっては、賃貸借契約書の写し及び「事務所状況報告書」を提出し、所有形態（親族関係等）、事務所の要件、他の用途との兼用の有無、按分割合の根拠、事務所関係経費の按分割合等を明らかにするものとする。 ・それぞれの活動に係る経費を明確に区分し難い場合は、1/2の割合を限度として按分した額に充当できるものとする。 ・事務所が後援会等と共用の場合には、可能であれば分離した賃貸借契約を締結する。なお、議員と後援会等との共同契約又は議員本人ではなく後援会等名義の契約による場合は、議員と後援会等との間で各々の負担割合を取り決めた覚書等を締結し、当該覚書等の写しを提出する。	・自宅の一部を事務所として使用する場合は、自宅用と分離することを原則とするものとする。 ・自宅の一部を事務所として使用する場合には、家賃総額をまず1/2で按分し、事務所相当部分において政務活動とそれ以外の活動を明確に区分し難い場合は、さらに1/2の割合（全体の1/4）を限度として按分した額に充当できるものとする。 ※自己所有（同一生計の親族名義を含む。）の場合は、事務所に係る賃借料には政務活動費を充当できないものとする。
熊本県	・後援会等との共同利用の場合は、利用の割合（使用領域(面積)・使用内容等）等に応じた合理的理由により按分する。 ・光熱水費は、基本料金を含め使用頻度・使用領域(面積)等により按分する。 ・合理的理由による按分が困難な場合には、按分の率は1/2を上限とする。	・自宅を事務所と兼用としている場合には、管理費のみを報告の対象とし、利用の割合に応じた合理的理由により按分する。
大分県	・他の業務と兼用の事務所については、その実態に応じて、他の業務との適切な割合により按分し、按分した額を政務活動費に充当する。 ・その按分の上限を1/2とする。	・会派所属議員の住居が事務所を兼ねている場合、会派の政務活動にその事務所を使用しているも、事務所費（事務所賃借料、光熱水費）の政務活動費への充当は認められない。

	事務所が政治団体等の事務所を兼ねている場合の事務所費の按分の考え方	事務所が自宅を兼ねている場合の取扱い
宮崎県	・議員の活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。ただし、議員の活動は、個々に異なるため、一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にする必要がある。（按分割合の算定として、使用面積による配分、活動実績割合等による按分を例示。） ・事務所を後援会及び住居等と共用する場合、可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、手続的に困難な場合は、現に政務活動に充てられている実態に応じて按分する。 ・事務所経費は、高い按分率となった場合に、政務活動費からの支出額が高額となることが予想されるので、1/2を限度とする。	・事務所が自宅を兼ねている場合について、左記以外に記載なし。 ※事務所が自己所有及び生計を一にしている親族の所有物件の場合の賃借料には、政務活動費を充当することはできない。
鹿児島県	・政務活動専用の事務所でない限り按分する。（なお、全体の按分に当たっての考え方として、「政務活動とそれ以外の活動を明確に区分できる場合は、活動の割合（時間、面積、距離など）による按分により充当する。」としている。） ・按分に当たり合理的な方法によって区分することが難しい場合は、上限を1/2とする。	・自宅の一部を事務所として使用する場合は、事務所の光熱水費の上限を1/4とする。
沖縄県	・事務所賃料及び光熱水費の按分は、議員活動の多岐性により政務活動とその他の活動の割合に応じ、議員の説明責任において充当する（事務所充当状況申告票に充当割合の説明を記載すること。）。 ・それでもなお、明確に区分できない場合は、要した経費の1/2を目安とする。	・事務所が自宅を兼ねている場合について、記載なし。 ※議員本人・配偶者・生計を一にする者やそれらの者が役員を務める会社の所有物件の賃借料（政務活動費が自己に還流する可能性がある）には充当できない。ただし、管理費については充当可。

政務活動費における自家用車を利用した旅費の取扱い 都道府県比較

※公表されている各都道府県のガイドライン等の確認、電話での聴き取りにより、議会事務局で作成

	ガソリン代の 実費精算… A	車賃方式… B	A、B の併用、 選択制等	車賃の額 (1 k m 当たり) ※一般職員の旅費と異なる 場合は太字斜体	備考
北海道	○				使用キロ数(記録することが必要)及び主な 用途で区分することにより按分して充当する ことができる。
青森県			○	25円	政務活動に使用した走行距離の記録により実 際に支払った金額の按分が原則だが、これに よることが困難な場合には車賃の額とする。
岩手県		○		37円	
宮城県			○	30円	・実費充当又は車賃相当額充当 ・実費充当の場合は、政務活動分として按分 した額を充当
秋田県		○		37円	
山形県		○		29円	
福島県		○		25円	
茨城県			○	28円	ガソリン代の実費、車賃のいずれかを選択
栃木県		○		37円	・議員の公務旅費における車賃も 1 k m 当たり 37円 ・職員の旅費における自家用自動車に係る車 賃の額は、1 k m 当たり 21円
群馬県			○	20円	・ガソリン代の実費、車賃のいずれかを選択 (年度途中での変更は不可) ・ガソリン代の実費の場合、1/2 を上限に充 当できる。
埼玉県	○				
千葉県	○				
東京都	○				
神奈川県	○				
新潟県			○	22円	走行距離による積算額(車賃)又は支払額の 按分額(調査研究その他の活動に使用した割 合により按分した額)を充当
富山県		○		37円	リース車を利用する場合は、走行距離 1 Km 当たり 18円 で計算する。
石川県			○	37円	・年間を通じて、走行距離での積算(車賃) か実費の按分のどちらかを選択 ・実費を按分する場合は、1 台限り、1/3 以 内 ・議員の公務旅費における車賃も 1 k m 当たり 37円 ・職員の旅費における私用車に係る車賃は、 1 k m 当たり 28円

	ガソリン代の 実費精算… A	車賃方式… B	A、Bの併用、 選択制等	車賃の額 (1 km当たり) ※一般職員の旅費と異なる 場合は太字斜体	備考
福井県			○	37円	・ ガソリン代の実費、車賃のいずれかを選択 ・ ガソリン代の実費計上の場合、使用実績または適切な割合で按分（上限1/2）
山梨県			○	37円	・ ガソリン代の算出が困難な場合に、車賃による額とする。 ・ 走行距離が不明な場合は、原則として、私用分を1/2とし、政務活動分を1/4、後援会活動等分を1/4として按分する。ただし、後援会活動等に私用車を使用していない場合は、政務活動分を1/2として按分する。
長野県		○		30円	
岐阜県			○	37円	走行距離に応じた燃料費（実費相当）（満タン燃料費×政務活動関係走行距離÷総走行距離）が原則だが、その算出が困難な場合は、車賃による金額の充当も可能
静岡県			○	18円	領収書による充当方式又は燃料単価による充当方式のいずれかによる
愛知県			○	25円	燃料代の実費が原則だが、車賃を実費とみなすことも可能
三重県		○		23円	
滋賀県			○	20円	車賃による額の計上、領収書等の添付による実費の計上のいずれも可
京都府			○	37円	・ 次の（ア）、（イ）のいずれかの充当方法を年度を通じて選択 （ア）政務活動に要した使用距離数1 km当たりにつき、費用弁償条例で定める額の範囲で充当（支払証明書により報告） （イ）政務活動の割合（使用距離数等）が明らかでない場合 1/2(領収書により報告)
大阪府			○	<u>19円</u>	政務活動に要した走行距離を実測し、キロ単価を乗じて得た額を原則とするが、自動車を使用して政務活動を行った場合の走行距離が、明らかではない場合には、ガソリン代を原則として私用、後援会、政務活動の割合を1/2、1/4、1/4で按分（後援会活動をしていない場合は、私用部分と1/2で按分） <u>キロ単価は、平均ガソリン単価を基に、独自に設定。改定の計算は毎年行い、平均ガソリン単価が現行と比較して25%以上の増減となる場合に改定。</u>
兵庫県	○				ガソリン代の充当については、共通案分率（政務活動及びそれ以外の議員活動が混在する場合、1/2 等）の適用、または活動実態による充当のいずれかの方法による

	ガソリン代の 実費精算… A	車賃方式… B	A、Bの併用、 選択制等	車賃の額 (1 km当たり) ※一般職員の旅費と異なる 場合は太字斜体	備考
奈良県	○				原則、使用実態での按分とするが、按分が困難な場合は、按分率限度割合（政務活動と後援会活動と併用して使用する場合 1/2以内等）を充当できる
和歌山県		○		20円	
鳥取県	○				燃料費実費を政務活動に係る使用実態に応じ、合理的に説明できる割合で按分すること。なお、使用実態を明確に区分できない場合は、燃料費実費（議会活動に係るものを除く）の1/2を上限とする。
島根県			○	20円	燃料代の実費が原則だが、燃料代の積算が困難な場合は、燃料代に代えて、特例として車賃により計算した額を充当することが可能
岡山県	○				個々の議員が活動実績に応じて見出した適切な按分比率により、算出する。その按分の上限を1/2とする。
広島県			○	35円	車賃による額の計上が原則だが、調査研究等活動の使用実績に応じて、燃料代を按分する方法も可能
山口県			○	30円	燃料代の実費が原則だが、特例として車賃による額を充当することが可能
徳島県	○				充当額は下記により整理 走行距離 (km) ÷ 当該自動車の燃費 (km/l) × 購入単価 (円/l) = 充当額 (円)
香川県			○	37円	・年間を通じて①又は②の方法を選択 ①購入金額で積算する方法 政務活動に使用した燃料費の実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を1/2以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りでない。 ②走行距離で積算する方法 政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離を記載し、車賃により積算 ・議員の公務旅費における車賃も 1 km 当たり37円 ・職員の旅費における自家用車等に係る車賃は、1 km 当たり20円
愛媛県		○		37円	
高知県		○		37円	
福岡県			○	20円	充当額は、領収書により確認できる燃料代の実費の1/2以内を原則とするが、政務活動の行程を実測距離で区分して説明できる場合は、領収書により確認できる燃料代の実費の範囲内において、車賃により算定した額を充当できる
佐賀県		○		30円	職員の旅費における自家用自動車に係る車賃の額は、1 km 当たり20円

	ガソリン代の 実費精算… A	車賃方式… B	A、Bの併用、 選択制等	車賃の額 (1 km当たり) ※一般職員の旅費と異なる場合は太字斜体	備考
長崎県			○	37円	・ 車賃による額を充当する方法、または燃料代支払額の1/2を上限として充当する方法のいずれかを選択できる ・ 議員の公務旅費における車賃も1 km当たり37円 ・ 職員の旅費における自家用車に係る車賃は、1 km当たり25円
熊本県		○		37円	
大分県	○				燃料代の領収書の写しを月ごとに整理し、適切な割合（政務活動走行距離／総走行距離）により按分した額を概算で充当
宮崎県			○	18円	自家用車を政務活動に使用した際の交通費は、その算出が困難なこと等から、燃料代の実費に代えて、距離を測り車賃により計算した額とするが、明らかでない場合には、燃料代を利用実態に応じて按分した額（ただし、按分率は2分の1を上限とする）を充当することが可能
鹿児島県			○	25円	自家用車を利用した政務活動の燃料費については、次のいずれかの方法による。 ① 燃料費の実費を政務活動に係る使用実態に応じ、合理的な方法による割合で按分する。 なお、使用実態を明確に区分できない場合は、上限を1/2とする。 ② 政務活動に伴う走行距離に車賃を乗じて算出する。
沖縄県			○	20円	次の（a）又は（b）いずれかの方法により算出（併用不可） （a）移動距離に車賃を乗じて算出 （b）年間の自家用車燃料代総額から、年間の出会旅費（交通費）総額を除いた額に1/2を乗じて算出
集計	11	13	23		

11. 5. 25 代表者会議決定
 14. 12. 19 代表者会議改正
 16. 2. 26 代表者会議改正
 18. 12. 19 代表者会議改正 (案)

議員の海外視察調査に関する取扱い指針 (改正案)

議員の海外視察調査については、平成11年度からは、県単事業で、参加議員が主体的に調査に関するテーマや内容を企画する「自主的視察調査」とする。

海外視察調査についての具体的な取扱いについては次のとおりとする。

第1 派遣対象

全議員

第2 海外派遣回数

議員の任期中原則1人1回とする。

第3 海外派遣の実施年度

海外視察調査の成果を県政に反映させるため、海外派遣は任期当初の3か年度で行うものとする。

第4 派遣団の構成

1派遣団は、原則として2名以上で構成する。

第5 派遣期間及び経費

派遣期間は2週間以内とし、費用は120万円程度とする。

また、支度料については支給しない。

第6 視察調査計画書の提出

メンバー、目的、日程等を記載した視察調査計画書(様式1)及び合見積2通を添えた見積書(合見積が取れない場合は、その理由を記した書面)を議員派遣の案件が提出される定例会の開催日までに議長に提出するものとする。

第7 派遣人員等の扱い

視察の各年度の派遣人員、会派配分は会派代表者会議に諮るものとする。

なお、会派合同派遣団を構成する場合は、会派代表者会議で調整するものとする。

第8 視察調査決定の手続き

海外視察調査決定の手続きは、「三重県議会議員派遣取扱要領」及び「三重県議会議員派遣取扱要領の扱いについて」に基づくものとする。

第9 視察調査結果の報告

海外視察調査に参加した場合は、帰国後、速やかに報告書を作成し議長に提出し、後日、全議員への報告会を実施するものとする。

また、報告書については、議会図書室に備え置き、自由に閲覧に供するとともに、その概要を議会広報紙等に掲載するものとする。

海外政務活動費に関する参考資料

全国都道府県議会議長会事務局「議会職員執務資料シリーズ」No. 475（「政務活動費等の判例と実務～議会と議員の活動をより良く理解するために～」（福岡県議会事務局法務監安武 弘光 氏））（平成 30 年 6 月）（抜粋）

※下線は、事務局が追記

それから、次の政務調査の必要性については、甲府地裁の平成 28 年 11 月 29 日判決（判例 16）は押さえておく必要があります。山梨県議会の事例ですが、富士山展というのがフランスで開催されて、その視察調査が行程の中に入っていたんです。まず、この富士山展への視察というのは、県政課題との関連性が考えられなくもないという程度と評価された上に、他の行程であるクレアでのフランスの地方行政に関する調査やジェットロでの調査で得た情報は、日本国内でも入手可能であったとって県政課題との合理的関連性を否定されてしまいました（本当に国内でも入手可能だったのかなど、クレアやジェットロ訪問の合理性を否定したことについては大いに疑問がありますが）。ここは、非常に注意を要するところです。現地に行かなければだめなんだという必要性、そういう調査をしなきゃいけないし、そのことを立証できないといけないということです。

（略）

次は、「調査研究費」でもっとも争点になることが多い視察調査です。特に海外です。これについては、判例はたくさんあります。スライドの（12）と（13）を見てください。

こういう内容じゃないと、これをしておかないと合理的関連性が認められないとか、逆にこうすれば認められるとか、絶対的な基準はありません。ただ、合理的関連性が認められる方向に働く要素と逆に合理的関連性を疑わせる方向に働く要素があることも事実です。いくつか見てみます。

まず、報告書が作成されているかどうか。人数はどのくらいか、というのがやはり問題になっています。当然、報告書が作成されていれば適法だと判断されやすい、なければ違法だと判断されやすいというのはあります。スライドの（12）には、そういう多くの判例で考慮された要素を列挙しています。それぞれの要素の有無が適法性の推定に寄与するか、違法性の推定に寄与するかは、自ずと分かります。

次にスライドの（13）です。判例を見てみます。大阪地裁の平成 26 年 3 月 26 日（判例 13）は、会派の所属議員のほとんどが参加した視察の経費への充当が争点になった事例です。行程等によって判断が異なり、「移動議員団」と称して会派のほとんどの議員が参加した国内での視察において、視察先に観光名所が含まれていることや視察事業の名称などから会派の親睦旅行の意味合いを併有していた（つまり行程に私的活動が混在していた）ことの疑いが否定できないとして、経費の少なくとも 2 分の 1 は使途基準に違反すると判断されました。一方、総勢 27 名で海外視察を行ったことについては、これだけ多人数で行う必要性に疑問を呈しながらも、所要経費の半額以上を参加議員が負担していることを考慮し、使途基準に反するものとは認められないとしています。

どのように費用負担されているかという要素について、参加議員が一部でも自己負担をしていれば適法だと認められる方向に働きますが、全額、視察費用を政務活動費で賄うというのは、やはり厳しく見られます。さらにこの判例では、視察報告書が作成されていることも当然ながらプラスの要素として考慮されています。

先ほどの「政務調査の必要性」のところで紹介しました甲府地裁平成 28 年 11 月 29 日判決をもう一度見てみます。

海外視察の目的の設定については注意が必要です。知事や議長が公務として、パリで富士山の世界遺産登録に向けアピールするために開催した富士山展レセプションに参加したり、パリ日本文化会館を視察した際に、公式訪問団に参加していない議員が政務活動として同行した事例ですが、その行程・内容は、「それ自体が調査研究活動の目的になりうるものではない」とされ、「一般の観光旅行における見学と同様の態様で富士山展及びパリ日本文化会館を見学したというものにすぎ」ず、「実質的な調査研究がされた形跡はみられない」とされました。

公式訪問としては公益性が認められる内容であっても、「調査研究」の内容としては不十分で合理的なものとはいえないと判断されたようです。友好訪問だけ、交流だけが目的だと見られると、やはりマイナスに作用します。何らかの調査目的の設定と、もちろん一般の観光旅行とは違う視点からの実質的な調査の成果の説明が必要ということなのでしょう。ただ、「政務活動」に改正された現在は、目的の設定内容は、「調査」に限定されず、少し幅広くできるようになったのかもしれませんが。友好交流が県政（市政）と関係し、県民（市民）の福祉の向上に資するものである限り政務活動として行うことも可能だと考えてよさそうです。

ただし、議員派遣による友好交流訪問団に同行し、政務活動として友好交流を目的とした訪問を行う時は、慎重な対応が必要です。仙台地裁の平成 29 年 4 月 12 日の判決。スライドの（14）に内容を載せていますが、こちらは、やはり地方自治法第 100 条 13 項の議員派遣による海外視察団に政務活動で同行した議員について、原告は「同一行程の視察の成果は議員派遣と重複」するから「同行視察そのものが使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実」であると主張したが、判決はこれを採用せず、まず、議員（議会）派遣制度と政務活動費制度の関係について、「両制度は、法によって併存が認められる」とし、「議会による海外視察の決定が、議案の審査又は県の事務に関する調査等を行って、普通地方公共団体の議会が、議決機関としてその機能を適切に果たせるようにすることを目的としているのに対し、調査研究のための政務活動費の支出は、地方公共団体の議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的としているから、両制度は趣旨においても異なっている。」とした。その上で、重複の問題については、「議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ、同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。」と適切に判断しました。仙台地裁ですが、宮城県議会に関する判例で、議員派遣自体がベトナムにおける日本企業等の進出状況や課題に関する具体的な調査を目的としたものでした。

しかし、この判例の論理からすると、友好交流だけが目的の同行訪問の場合、その成果が議員派遣組と異なることをどう説明するかという問題が生じるかもしれません。

【講演時の配付スライド（抜粋）】

（スライド 12）

海外視察調査

○観光旅行と疑われないために

～当該視察と調査研究活動との合理的関連性の有無に関する判断要素

- ・視察目的～友好訪問？
- ・視察目的と整合性のある行程、内容であるか？ 意見交換等が実際に
行われているか？
- ・視察経費について参加議員の自己負担があるか？
- ・一般的な観光名所が含まれているか？
- ・旅費は高額か？
- ・多人数での視察か？ 会派所属議員の多くが参加しているか？
- ・食事代が含まれていないか？

（12）

（スライド 13）

海外視察に関する視点

- ☐ 海外の国・地域との友好交流を目的とした政務活動はありえるか？
→会派又は議員との友好交流の相手は地域？地方議会？ また、議員派遣(公務)の友好訪
問団(レセプション参加)に政務活動費で同行する場合は？(判例16)
→議員派遣の視察調査に政務活動費で同行する場合は？ (H29.4.12仙台地裁)
- ☐ 判例13 報告書の作成、多人数、費用負担のあり方
- ☐ 判例16 視察目的と行程との関連性、一般の観光旅行における視察と異なる
態様での調査実施の有無

（13）

(スライド 14)

政務活動費返還履行請求事件 平成27年(行ウ)第6号 平成29年4月12日 仙台地裁判決

議会派遣による海外視察は、法100条13項に基づく制度であり、調査研究のための政務活動費の支出は、法100条14項及びこれを受けて定められた本件条例2条に基づくものであるから、両制度は、法によって併存が認められており、根拠規定が異なる別個の制度である。

また、議会による海外視察の決定が、議案の審査又は県の事務に関する調査等を行って、普通地方公共団体の議会が、議決機関としてその機能を適切に果たせるようにすることを目的としているのに対し、調査研究のための政務活動費の支出は、地方公共団体の議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的としているから、両制度は趣旨においても異なっている。

原告は、同一行程の視察の成果は派遣議員によりもたらされる又は共有することが容易であるので、同行視察は重複以外の何物でもなく、議会の権能の強化に全く結び付かないと主張するが、議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ、同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。

原告は、「同一行程の視察の成果は派遣議員によりもたらされる又は共有することが容易であるので、同行視察は重複以外の何物でもなく、議会の権能の強化に全く結び付かない」と主張するが、議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ、同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。

本件同行視察について～

～補助参加人Z1は、～本件派遣議員らとともに、ジェトロホーチミン事務所、NECトーキンベトナム、在ホーチミン日本総領事館、イオンモール・タンフーセラドンを訪問し、日系企業のベトナムへの進出状況や進出に当たっての支援状況、ベトナムで事業展開している日本の中小企業が抱えているビジネス上の諸問題や課題、ベトナムの政治体制や経済体制、水産物の消費性向等を調査した。

また、補助参加人Z1は、商工業及び観光の観点から、NECトーキンベトナムでは人材の活用の仕方を質問し、イオンモール・タンフーセラドンの担当者に対して水産物以外の県産品の販路拡大という観点から、ベトナムの国民がどんなものを好み、どんなものを食べたがっているか、日本のどこに興味を持っているか等を質問しており、ベトナムへの県内企業の進出や県産品の販路開拓等について調査を行ったことが認められる。

(14)

全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」（平成30年12月）（抜粋）

視察経費への支出について

視察経費を政務活動費の対象とする場合、どのような点に留意する必要があるか

考え方	参考となる裁判例
＜視察目的及び活動内容について＞ 当該視察の目的及び活動内容が政務活動との間に合理的関連性を有していれば、政務活動費の対象とすることができる。 ただし、視察が一般的な観光名所の見学を含んでいる等の場合には、特に政務活動との間の合理的関連性に対する疑義が住民等から指摘され得ることから、その合理的関連性について、会派及び会派所属議員が説明できるようにしておく必要がある。 政務調査費の裁判例でも、「(一般的な観光名所の訪問が含まれる視察について) 議員の議会活動やその基礎となる調査研究活動との関連性に疑問が生じ得る」としており、調査研究活動としての必要性や合理性が求められている。	仙台高判 H29. 12. 14（平成29年(行コ)第11号） ・議員の海外視察が県政の課題解決や県政の発展に寄与する有意義な側面を有し、ベトナムとの密接な関係構築が現下の県政の重要課題の一つであることも考慮すれば、議会派遣によるベトナム海外視察と同じ日程で同行して行われた政務活動費による議員の海外視察が、実態において同一の趣旨目的を有していたからといって、法や条例が政務活動費の用途を定めた趣旨に当然に反するなどとはいえない。 ・議会派遣による海外視察に同行した視察への政務活動費の支出であるということは、政務活動費支出の目的や具体的内容に照らし、その必要性ないし合理性が認められるか否かを判断する事情の一つとして考慮され、それにとどまるというべきである。 ・補助参加人が視察目的として述べる海外へのビジネス展開や県産海産物の販路開拓の可能性についての調査は、海外視察の目的として必要性や合理性がないとはいえない。 東京高判 H25. 9. 19(平成25年(行コ)第167号) ・観光・レクリエーション目的の旅行や調査目的が明確ではない海外調査など、客観的にみて、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実に資することに資するものでない行動に要した費用等に政務調査費を用いることは、違法であるというべきである。 大阪地判 H26. 3. 26(平成22年(行ウ)第27、77号) ・各視察の対象には、世界遺産や国立故宫博物院といった一般的な観光名所が含まれており、これらについては、議員の議会活動やその基礎となる調査研究活動との関連性に疑問が生じ得る。

動画・SNSの作成支援等の取扱い 都道府県比較

※議事事務局において、全都道府県への照会調査（R8.8.20～R8.9.2）を実施（山口県及び香川県は未回答）

	動画・SNSの作成支援等について			
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や按分の基準	政務活動費の充当実績 (令和5年度～令和8年度)	充当の具体的事例
北海道	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当の実績あり	ホームページ掲載用動画制作費について、全額充当の事例がある。
青森県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当の実績あり	ポネクタ議会・政務活動（都道府県プラン）・配信ツール利用料（政務活動専用につき全額充当）、一般質問動画（Youtube等）の編集費用（政務活動専用につき全額充当）
岩手県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		按分充当の実績あり	広聴広報費として、Instagramの運営費について按分した経費を計上した例がある。
宮城県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当及び按分充当の実績あり	YouTube、TikTokの運用支援
秋田県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		充当の実績なし	
山形県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		充当の実績なし	
福島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当及び按分充当の実績あり	YouTubeの動画撮影、編集、公開作業等動画サービス、SNS管理費
茨城県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		按分充当の実績あり	政務活動以外の内容が含まれるものとして1/2按分とした。
栃木県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		充当の実績なし	
群馬県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		按分充当の実績あり	SNSの有料プラン料金、SNS運用支援に係る委託料、動画作成に係る委託料、動画作成アプリ使用料等
埼玉県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当及び按分充当の実績あり	SNS・HPの動画撮影と編集代について全額、または按分された充当例が複数ある。
千葉県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		その他（充当の実績はあるが、按分の状況について集計をしていない。）	
東京都	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		充当の実績なし	
神奈川県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	按分率は会派及び議員の判断による	按分充当の実績あり	Youtube動画作成費として
新潟県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		按分充当の実績あり	県政報告を含む動画作成経費（案分率：1/2）

	動画・SNSの作成支援等について			
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や按分の基準	政務活動費の充当実績 (令和5年度～令和8年度)	充当の具体的事例
富山県	ガイドライン等において明文で充当を認めている	「政務活動費の手引き」に次の事項を追加（令和8年4月適用） インターネットを利用した情報発信における留意事項 （ア）政務活動と他の活動とが混在する場合は、情報発信内容に占める政務活動の割合が2分の1以上であるものを対象とし、按分割合は、客観的なデータにより政務活動に係る割合と他の活動に係る割合を明確に区分できる場合を除き、2分の1を上限とする。 （イ）証拠書類について充当対象の動画又は投稿を特定できる資料を領収書と共に提出するものとする。	全額充当及び按分充当の実績あり	YouTube動画制作、Instagramの管理
石川県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当及び按分充当の実績あり	
福井県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている		全額充当及び按分充当の実績あり	SNS更新委託（投稿・ライブ配信サポート等）、YouTube動画制作委託など
山梨県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	条件・按分の基準は設けていない。政務活動以外の内容が含まれていれば按分を行う。	按分充当の実績あり	動画撮影・編集等の委託業務を広聴広報費として充当
長野県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		充当の実績なし	
岐阜県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当の実績あり	Instagram運用費について、全額充当の例がある。
静岡県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	活動実績（時間等）に応じた案分又は充当限度割合による案分（充当限度割合：私用（1/2）、後援会活動（1/2）、後援会活動+政党活動（1/3）、後援会活動+私用（1/4）等）	全額充当の実績あり	県政報告をSNSで発信するための動画制作業務委託料
愛知県	その他（政務活動費マニュアルに規定されていないため、各会派・各議員の判断となる。）		全額充当及び按分充当の実績あり	
三重県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当及び按分充当の実績あり	YouTubeの動画作成費について、全額充当、また、1/2の按分充当の例が複数ある。
滋賀県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当の実績あり	県政報告動画の作成・編集
京都府	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	内容が府政報告など政務活動に係るものであれば計上可能。（政務活動に係る割合が判断しがたいとして、1/2の按分率を適用。）	按分充当の実績あり	LINE公式アカウントの月額利用料、広報用動画撮影編集費用
大阪府	ガイドライン等において明文で充当を認めている	インターネット媒体を用いた府政報告等の配信に要する費用（広告費を含む）に充当可能。ただし、政務活動以外の内容が一部でも含まれる場合には充当不可。（按分不可）。	全額充当の実績あり	動画編集費用、動画コンテンツ作成費（自身が一般質問等で発言する部分を抜粋し、YouTube動画を作成。その際の費用については充当を認めた。）
兵庫県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	・動画は、当面、県政報告紙・ホームページの充当方法に準じて、充当することとし、政務活動費の充当を認めている。 ・共通按分率である50%や25%以外の個別の按分率を使用する場合は、会派・議員の責任において、正当性を客観的に説明できるようにするなど県民に対する責任を果たすこととしている。	按分充当の実績あり	県政報告等の動画作成委託料

	動画・SNSの作成支援等について			
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や按分の基準	政務活動費の充当実績 (令和5年度～令和8年度)	充当の具体的事例
奈良県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	政党活動、後援会活動等他の活動の掲載がある場合は、掲載記事の割合等により按分する。	全額充当及び按分充当の実績あり	YouTubeチャンネルの作成、SNSアカウントの運用（投稿作業、メッセージ対応に関する補助、動画撮影・編集等）
和歌山県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		按分充当の実績あり	政務（広報）活動用動画作成委託費用への充当
鳥取県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当の実績あり	県政に関する政策等の広報のための動画作成費
島根県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		按分充当の実績あり	インスタグラム管理料 1/2按分充当
岡山県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		充当の実績なし	
広島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当の実績あり	政務活動にかかるSNS運用代行への充当
山口県				
徳島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当の実績あり	YouTube作成のための経費（撮影機材のレンタル、編集、配信管理、ホームページへのアップロード）について、全額充当を認めた例がある。
香川県				
愛媛県	ガイドライン等において明文で充当を認めている	（基本的な按分率）政務活動を内容とする紙面積・時間 / 紙面総面積・総時間 × 100（％） （按分率の上限）政務活動とそれ以外の議員活動（政党活動、選挙活動、後援会活動等）、私的活動が特定できない場合、政務活動費充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準を 1/2とする。	全額充当の実績あり	動画作成費及び動画のターゲティング広告費について、全額充当の事例がある。
高知県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当の実績あり	YouTube動画制作
福岡県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当及び按分充当の実績あり	SNS用の写真撮影費用や動画の政策支援料として充当した事例はある。
佐賀県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当の実績あり	議会概要のショート動画作成
長崎県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		全額充当及び按分充当の実績あり	政務活動に関するYoutube動画編集費（全額）
熊本県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		充当の実績なし	
大分県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		充当の実績なし	
宮崎県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		按分充当の実績あり	一般質問の内容解説（質問の背景、執行部からの回答、以前質問した内容の執行部の取組状況等）
鹿児島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		充当の実績なし	
沖縄県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている		全額充当の実績あり	議員のYouTubeチャンネルに挙げる政務活動報告に係る動画作成費用として。

モバイル端末を含む備品に係る損害保険料の取扱い 都道府県比較

※議会事務局において、全都道府県への照会調査（R8. 8. 20～R8. 9. 2）を実施（山口県及び香川県は未回答）

	政務活動費又は私費で購入したモバイル端末を含む備品（自動車は除く）に係る損害保険料について				
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や 按分の基準	充当を認めていない理由	政務活動費の充当実績 （令和 5 年度～令和 8 年度）	充当の具体的事例
北海道	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
青森県	充当を認めていない		政務活動に不可欠な経費とは認められないため。	充当の実績なし	
岩手県	充当を認めていない		本県の事例集では、「政務活動費は調査研究活動を行うために直接必要とする経費に充当するもの」としており、モバイル端末の損害保険料は調査研究活動に直接必要な経費とは考えにくい	充当の実績なし	
宮城県	充当を認めていない		政務活動費の手引に「政務活動に直接必要であると認められるものに限定する」と規定しているため	充当の実績なし	
秋田県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
山形県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
福島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
茨城県	その他（事例はないが、自動車に係る任意保険料と同様に考えると、モバイル端末に係る損害保険料についても充当できない。）			充当の実績なし	
栃木県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			その他（損害保険料ではないが、スマホの端末補償サービス利用料や、パソコンの延長保証料等について、按分充当の実績あり）	
群馬県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			按分充当の実績あり	携帯料金に含まれる保証プラン等
埼玉県	充当を認めていない		調査研究費としての傷害保険を除く任意保険については一律に充当を認めていないため	充当の実績なし	
千葉県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			その他（充当の状況について集計していない。）	
東京都	充当を認めていない			充当の実績なし	
神奈川県	充当を認めていない		実費負担の原則から考えると、損害保険料は馴染まないため	充当の実績なし	
新潟県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当及び按分充当の実績あり	事務所にて使用するパソコン購入における長期保証契約（案分率：1/2）
富山県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			按分充当の実績あり	スマートフォンの故障紛失サポート（AppleCare等）
石川県	充当を認めていない			充当の実績なし	
福井県	その他（備品の損害保険料について、計上された実例がない。なお、スマートフォンの契約時に加入し、毎月の通信料と共に請求される補償オプションは充当している（マニュアル等に記載はない。））			その他（前述のとおり）	
山梨県	充当を認めていない		理由は明示していないが、損害保険料は政務活動そのものに直接要する経費とは認め難く、また、保険事故発生時に保険金等の給付を受けることにより、議員個人等の財産的利益の保全につながる性質を有することから対象外としている。	充当の実績なし	

	政務活動費又は私費で購入したモバイル端末を含む備品（自動車は除く）に係る損害保険料について				
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や按分の基準	充当を認めていない理由	政務活動費の充当実績 (令和5年度～令和8年度)	充当の具体的事例
長野県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
岐阜県	充当を認めていない			充当の実績なし	
静岡県	充当を認めていない		自動車の任意保険は対人・対物賠償など、社会的責任が極めて重たいと認められるが、モバイル端末は、個人の所有物に対する財産保全の意味合いが強く、政務活動に不可欠な経費と言えない。	充当の実績なし	
愛知県	その他（政務活動費マニュアルに規定されていないため、各会派・各議員の判断となる。）			その他（充当実績の有無については、確認が困難。）	
三重県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
滋賀県	充当を認めていない		政務活動に直接関与しないものであり、資産保全的な経費であるため	充当の実績なし	
京都府	その他（運用マニュアル上、政務活動費を支出できるのは政務活動に直接必要なものとしており、保険料は維持管理に係る費用であるため支出対象外としている。そのため損害保険料の支出事例はないが、あんしん補償、ウイルスバスター等、備品の維持管理に係る費用について支出を認めた事例はある。）			按分充当の実績あり	ウイルスバスター
大阪府	充当を認めていない		「自動車のリース料」を充当する際の条件として、「任意保険料は自己負担とする。」と定めており、その他保険料についても同様の考え方で運用しているため。	充当の実績なし	
兵庫県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			按分充当の実績あり	携帯電話料金に含まれる端末補償
奈良県	充当を認めていない			充当の実績なし	
和歌山県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			按分充当の実績あり	パソコン等の保証期間延長費用への充当
鳥取県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			その他（スマートフォン利用料に補償サービスオプションを含めて、按分充当した実績あり。）	
島根県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
岡山県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
広島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
山口県					
徳島県	充当を認めていない		充当を認めない旨を明文化しているわけではないが、実際の運用上、損害保険料については除外している。	充当の実績なし	
香川県					
愛媛県	充当を認めていない		直接政務活動に伴う内容ではないため。	充当の実績なし	
高知県	その他（ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めていない）			充当の実績なし	
福岡県	充当を認めていない		保険が政務活動に必須ではないと判断している	充当の実績なし	
佐賀県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
長崎県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている			按分充当の実績あり	毎月請求のキャリアのケータイ補償サービス
熊本県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	

	政務活動費又は私費で購入したモバイル端末を含む備品（自動車は除く）に係る損害保険料について				
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や 按分の基準	充当を認めていない理由	政務活動費の充当実績 (令和5年度～令和8年度)	充当の具体的事例
大分県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	本県では、政務活動に直接使用するパソコン及びタブレットであれば、その購入費用について、政務活動の割合に応じて按分し充当することを認めており、損害保険料についても、同じ割合で按分し充当している。スマートフォンについては、汎用性が高いことから端末代への充当は認めていないが、損害保険料については、電話料と同様の按分率で充当することをこれまでの運用で認めている。		按分充当の実績あり	
宮崎県	その他（事例がなく検討したことがない）			充当の実績なし	
鹿児島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
沖縄県	充当を認めていない		手引きにおいて、電化製品等への保証代金への充当を認めていない。	充当の実績なし	

文化施設の入場料等の取扱い 都道府県比較

※議会事務局において、全都道府県への照会調査（R8. 8. 20～R8. 9. 2）を実施（山口県及び香川県は未回答）

※充当実績については、事例が多いと考えられるため、調査せず

	文化施設（博物館、美術館等）の入場料等について		
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や按分の基準	充当を認めていない理由
北海道	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
青森県	その他（美術館、博物館等への視察は一般的には観光目的や芸術鑑賞目的等での訪問が想定されるなどとした裁判例もあることを踏まえ、鑑賞の必要性・合理性や入場料等への政務活動費充当の妥当性を議員自らが適切に説明できるかどうかによる。）		
岩手県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
宮城県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
秋田県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
山形県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	調査研究活動に要する経費として、実費での充当を認めている。	
福島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
茨城県	その他（一般質問や常任委員会での質問、執行部への要望のためなどの政務活動に結びつける合理的な説明ができれば充当可能）		
栃木県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
群馬県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
埼玉県	ガイドライン等において明文で充当を認めている	政務活動費として社会通念上妥当な範囲の経費に充当すること。政党活動や後援会活動等と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当すること。	
千葉県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
東京都	ガイドライン等において明文で充当を認めている	専ら政務活動の場合、経費の全額。そのほかの議員活動が混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額。	
神奈川県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	按分率は会派及び議員の判断による	
新潟県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
富山県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		

	文化施設（博物館、美術館等）の入場料等について		
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や按分の基準	充当を認めていない理由
石川県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
福井県	その他（個別に判断する。マニュアルに「入場料・入館料の半券を領収書と同等とみなす」という記載はある。）		
山梨県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
長野県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
岐阜県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
静岡県	ガイドライン等において明文で充当を認めている	支出証拠書により目的、政務活動との関連等が明らかな場合に限り、充当が可能である。	
愛知県	その他（政務活動費マニュアルに規定されていないため、各会派・各議員の判断となる。）		
三重県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
滋賀県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
京都府	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
大阪府	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	政務活動費の充当にあたり、前提の条件となる「府政の課題や問題点に関する調査研究その他の活動である」、「実現させる政策形成に寄与する調査研究その他の活動である」等を満たしていること。	
兵庫県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている		
奈良県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
和歌山県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
鳥取県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
島根県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
岡山県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
広島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
山口県			
徳島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
香川県			

	文化施設（博物館、美術館等）の入場料等について		
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や按分の基準	充当を認めていない理由
愛媛県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
高知県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	調査研究その他の活動に要する費用であれば、政務活動費の充当を認めている	
福岡県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
佐賀県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
長崎県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
熊本県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
大分県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
宮崎県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
鹿児島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している		
沖縄県	充当を認めていない		手引きにて充当に適しないとされている「私的経費への支出」のケースと考えられるため。

文化的イベント等の入場料等の取扱い 都道府県比較

※議会事務局において、全都道府県への照会調査（R8. 8. 20～R8. 9. 2）を実施（山口県及び香川県は未回答）

	文化的イベント等（舞台、演劇、コンサート等）の入場料等について				
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や按分の基準	充当を認めていない理由	政務活動費の充当実績 (令和5年度～令和8年度)	充当の具体的事例
北海道	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
青森県	その他（美術館、博物館等への視察は一般的には観光目的や芸術鑑賞目的等での訪問が想定されるなどとした裁判例もあることを踏まえ、鑑賞の必要性・合理性や入場料等への政務活動費充当の妥当性を議員自らが適切に説明できるかどうかによる。）			充当の実績なし	
岩手県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	鑑賞目的が政務活動費の調査研究に資するものであり、県指定無形民俗文化財の公演に係る経費を政務活動費に計上した例がある。
宮城県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	伝統芸能演奏会チケット代（終了後、講話・意見交換あり）、震災15周年を記念したクラシック演奏会チケット代（終了後、意見交換あり）
秋田県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
山形県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
福島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
茨城県	その他（一般質問や常任委員会での質問、執行部への要望のためなどの政務活動に結びつける合理的な説明ができれば充当可能）			充当の実績なし	
栃木県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
群馬県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	本県に関連する作品によるものなど、調査目的が適切と認められるイベント等に係る経費
埼玉県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
千葉県	充当を認めていない		政務活動費の手引きにおいてレクリエーションに伴う経費には充当できないとしている。	充当の実績なし	
東京都	ガイドライン等において明文で充当を認めている	専ら政務活動の場合、経費の全額。そのほかの議員活動が混在する場合は、合理的に説明できる割合又は1/2を上限とする割合で適切に按分した額。		全額充当の実績あり	情報コミュニケーション条例の策定に向け、障害理解や多様性への理解を深めるため、視覚や聴覚以外の感覚やコミュニケーションの在り方を体験する参加型文化イベント等に充当した。
神奈川県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	按分率は会派及び議員の判断による		全額充当及び按分充当の実績あり	大阪万博視察の際の入場料を充当
新潟県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当及び按分充当の実績あり	「全拉致被害者の即時一括帰国を求める集い」にかかるコンサートチケット
富山県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	大阪・関西万博
石川県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	

	文化的イベント等（舞台、演劇、コンサート等）の入場料等について				
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や按分の基準	充当を認めていない理由	政務活動費の充当実績 (令和５年度～令和８年度)	充当の具体的事例
福井県	その他（個別に判断する。マニュアルに「入場料・入館料の半券を領収書と同等とみなす」という記載はある。）			全額充当の実績あり	映画館の入場料（不登校対策の先進事例を知るため、ドキュメンタリー映画を視聴）
山梨県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
長野県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
岐阜県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	地域の文化を育てる目的で開催されている、地域住民によるコンサートのチケット代について、全額充当の例がある。
静岡県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	支出証拠書により目的、政務活動との関連等が明らかな場合に限り、充当が可能である。		全額充当の実績あり	大阪・関西万博入場料等
愛知県	その他（充当実績の有無については、確認が困難。）			その他（充当実績の有無については、確認が困難。）	
三重県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	地域福祉に貢献しているという、地域住民による楽団のコンサートのチケット代について、全額充当の例がある。
滋賀県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	社会問題を題材とした映画の観覧
京都府	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	大阪・関西万博入場料
大阪府	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	「横須賀美術館 山本理顕トークショー」参加費、交通費、駐車場代
兵庫県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
奈良県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	大阪万博奈良県ブース視察
和歌山県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	映画上映会のチケット代への充当
鳥取県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
島根県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
岡山県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	調査研究との直接的な因果関係や必要性が極めて特殊な場合において、議員の責任において執行された事例がないわけではないが、極めて慎重に判断すべきと考えています。
広島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	政務活動（意見聴取等）にかかるコンサートなどのチケット代への充当
山口県					
徳島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
香川県					
愛媛県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
高知県	ガイドライン等に記載はないが、運用で充当を認めている	調査研究その他の活動に要する費用であれば、政務活動費の充当を認めている		全額充当の実績あり	大阪・関西万博チケット
福岡県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			その他（専門委員の確認により除外した実績はあるが、それ以外は充当された記憶がない。）	

	文化的イベント等（舞台、演劇、コンサート等）の入場料等について				
	政務活動費の充当を認めているか	充当に当たっての条件や按分の基準	充当を認めていない理由	政務活動費の充当実績 (令和5年度～令和8年度)	充当の具体的事例
佐賀県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	県主催のイベント視察
長崎県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
熊本県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
大分県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			充当の実績なし	
宮崎県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	宮崎国際音楽祭（県事業）の入場料、大阪・関西万博入場料
鹿児島県	明確な基準は設けておらず、個別に判断している			全額充当の実績あり	霧島国際音楽祭
沖縄県	充当を認めていない		手引きにて充当に適しないとされている「私的経費への支出」のケースと考えられるため。	充当の実績なし	